

文書を交付して、その業務に協力することを要請することができる。

第五条第二項中「第六項」を「第八項」に、「前条」を「前二条」に改める。

第六条第一項中「森林、苗畑又は貯木場」を「森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は貯木車若しくは貯木場」に改め、「樹皮」の下に「若し」は「包装」を加える。

第七条第一項中「認めるとき、又は伐採木等に森林病害虫等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは」を「認めるときには」に改める。

第三条第一項第三号、指定種苗が森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがあると認めるときには同項第四号、伐採木等に森林病害虫等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときには同項第六号に掲げる措置を行なうべき旨を」に改め、「第三条第一項第三号又は第六号に掲げる措置を行なうべき旨を」を削り、同項第一号及び第三号中「行う」を「行なら」に改め、同条第二項中「行わないとき」を「行なわないとき」に改める。

第八条第二項中「指示に係る場合にあつては」の下に「樹木の伐倒の措置を行なうことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除」を加え、「はく皮又は枝条、樹皮、包装」に、「焼却又は薬剤による防除の措置を行なう」を「焼却の措置を行なう」に改める。

第十条中「行う」を「行なら」に改め、「その者の受け利益を限度として」を削り、「地方自治法」(昭和二十三年法律第六十七号)第一百七十二条を「地方自治法」(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経たてない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第五条第一項の規定による命令に係る農林大臣又は都道府県知事の行なう駆除措置及び当該駆除措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした改正前の第七条第一項の規定による指示に係る当該官吏又は森林害虫駆除員の行なう処分については、なお従前の例による。

理 由

最近における森林病害虫等の発生及びその防除の状況にかんがみ、その防除の効果的な実施を図るため、薬剤による防除を命ずることができる範囲を拡大するとともに、緊急の場合における駆除命令の手続を簡素化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○草野政府委員 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林病害虫等を駆除し、その蔓延を防止することは、単に森林所有者の経営の安定に資するばかりではなく、広く国民経済的な観点から森林資源の確保、風致景観の保持、国土の保全等般にわたる森林の公益上の要請にこたえる上におきまして、きわめて重要なことと考えられます。このたため、昭和二十五年に制定された森林病害虫等防除法に基づきまして、森林病害虫等の防除の推進を行なわねばならないためその公表を行なうことを規定する所である。

然環境の変更に加えて連年の異常気象条件の影響もあり、森林病害虫等の被害発生地域は急速に拡大し、またその被害対象も枯損老齢木にとどまらず、幼壯齡木等健全木にも及ぶ傾向が見られるのであります。

他方、御承知のとおり、農山村における勞働力の減少傾向に伴って、個々の森林所有者による防除の実施が困難な場合が多くなっているのであります。

これら的事情に対処し、國、地方公共団体、森林組合、森林所有者が、相互に協力して森林病害虫等の防除措置の実施体制を整備強化することが一そく強く要請されてきているのであります。一方、森林病害虫等の防除技術、特に薬剤による防除技術は、著しい進歩を見せており、これらを利活用してより経済的で有効な防除の促進をはかることができるようになっております。

このような状況にかんがみまして、最近の実情に即応した森林病害虫等の防除の効果的な実施をはかるため、森林病害虫等防除法につき所要の改正を行なう必要があると考え、本法律案を提出し次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、防除命令の内容の拡充であります。

現行法におきましては、農林大臣または都道府県知事は、樹木の伐倒、剥皮、焼却による防除措置を命ずることができることとなつておりますが、これららの措置のほか、樹木を伐倒して薬剤による防除を命ずることができるものとする等薬剤による防除命令の範囲を拡大することとしております。

第二は、緊急に防除を行なわなければならない場合の命令手続きの簡素化であります。

現行法では、森林病害虫等の防除の命令をするには、その二十日前までに命令の内容を公表するところとなつておりますが、緊急に森林病害虫等の防除を行なわなければならないためその公表を行なうといふがない場合には、あらかじめ公表することなく防除の命令をすることができることがあります。

第三は、防除措置の実施の徹底であります。まず、防除命令をした場合におきまして、現行法では森林の所有者等が行ないます被害木の伐倒

の費用は補償の対象に含まれておませんが、最近では被害木が幼齡木にまで及ぶ等伐採木の販売収入によりその伐倒費を回収することができない場合が生じておりますので、その回収できない分の伐倒費についても補償することいたしました。

次に、現行法では、防除命令をした場合におきまして、その受命者が指定された期間内に命ぜられた措置を行なわなかつたときは、その者にかわって国、都道府県がその防除措置を行なうことがで

きることとなつておりますが、このほかに、受命者が当該期間内に命ぜられた措置を行なつても十分でないときまたは行なう見込みがないときにおいても、受命者にかわってその防除措置を行なうことができる」といたしております。

さらに、農林大臣または都道府県知事は、森林病害虫等の防除措置を行なう場合において必要があるときは、地方公共団体または森林組合もしくは森林組合連合会にその措置の実施に関し必要な業務に協力することを要請することができる」といたしております。

なお、これらの改正とあわせ、森林害虫防除員等による検査の対象及び検査結果に基づく指示の範囲を拡充する等所要の規定の整備を行なうこといたしております。

以上が本法律案の提案理由及びその主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

芳賀貢君。

○本名委員長 次に、芳賀貢君外十二名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食用の牛乳の供給の確保)

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の用に供する牛乳（同法第四条第二項の乳製品を含む。第五条を除き以下同じ。）の円滑な供給が確保されるよう努めなければならない。

(学校給食用の牛乳の無償給付)

第三条 国は、毎会計年度、学校給食の用に供する牛乳を買い入れ、公立又は私立の義務教育諸学校（学校給食法第三条第一項に規定する義務教育諸学校をい。）の設置者に無償で給付するものとする。

(学校給食用の牛乳の買入れ及び給付に関する計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならない。

(買入価格)

第五条 国が第三条の規定により買入れる学校給食の用に供する牛乳又は学校給食法第四条第二項の乳製品の買入価格は、次の各号に掲げる

一 牛乳については、生乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める価格

二 乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第一項第二号の安定指標価格が定められているものにあつてはその価格、その他

前項の生乳の生産者価格は、政令で定めると

ころにより、生産される生乳の相当部分が飲用に供される生乳であると認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参照し、生乳の再生產を確保することを旨として農林大臣が定める。この場合において、生乳の生産費に含まれる自家労働の価額

は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならぬ。

第一項の農林大臣が定める買入価格及び同項の生乳の生産者価格（以下「買入価格等」とい。）は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

農林大臣は、買入価格等を定めようとするときは、畜産振興審議会の意見をきかなければならぬ。

農林大臣は、買入価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

農林大臣は、物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、買入価格等を改定することができる。

農林大臣は、買入価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

農林大臣は、買入価格等を改定するときは、畜産振興審議会の意見をきかなければならぬ。

する。ただし、第五条第四項、次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第四条の計画の作成及び買入価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行なうことができる。

昭和四十三年度の第四条の計画の作成については、同条中「当該年度の開始前に」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

昭和四十三年度の買入価格等の決定については、昭和四十三年度分（前前年度に係る書類）は、第五条第三項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

用牛乳」を加える。

第八条ノ四ノ一中「輸入飼料勘定ニ付テハ」を「学校給食用牛乳勘定及輸入飼料勘定ニ付テハ夫々」に改める。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

昭和四十三年度の買入価格等の決定については、昭和四十三年度分（前前年度に係る書類）は、第五条第三項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

までを次のように改める。

（学校給食用の牛乳の無償給付）

第二十四条の三の二 政府は、牛乳及び乳製品の販賣に關する法律並びに規則並びに命令を定め、

の治費の増進を図ることにより而農の健全な發達に資するとともに、児童及び生徒の心身の健全な發達と國民の食生活の改善に資するため、學校給食の用に供する牛乳を義務教育諸學校（學校教育法（昭和二十一年法律第十六号）に規定する小學校、中學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校の小學部若しくは中學部をいう。）の設置者に無償で給付する措置を講ずるものとする。

前項に規定する措置に關し必要な事項は、別に法律で定める。

理由

牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百亿二千億円の見込みである。

○芳賀義員

の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案について、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和二十九年に学校給食法が制定され、自來今まで、全国の大部分の義務教育小中学校において牛乳の学校給食が実施に移され、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民食生活の改善に大きく貢献してまいつたのであります。

しかしながら、他方において、この既往のこの制度のあり方に關し、アメリカの余剰農産物である脱脂粉乳がその主体をなしておりましたために、これが衛生的、栄養的見地から、また一方国内の

酪農振興の観点から世論の強い批判を受け、その結果、四十一年度から計画的に国内産の牛乳による学校給食の実施に切りかえられることになったのです。すなわち、四十年、第四十五回会において、酪農振興法が改正され、国内産の牛乳による学校給食の実施に切りかえられることになったのです。そこで、全国の義務教育小中学校等の児童、生徒のすべてに対し、国内産の牛乳による学校給食を完全に実施するための学校給食供給目標を定めたのであります。

國は、この供給目標に従い、日下牛乳の学校給食を実施しておりますが、その年次ごとの計画は、四十一年度十九万トン（百万石）、四十二年度二十五万トン（百三十万石）、四十三年度三十万トン（百八十五万石）、四十四年度四十八万トン（二百五十五万石）、最終年次の四十五年度は六十六万トン（三百五十万石）とされており、四十一年度及び四十二年度はおおむねこの計画どおりに実行され、あるいは実行の予定となっているのであります。

ところで、以上のように一応計画どおり実施されておりますが、最近においては、生乳生産の停滞傾向による供給上の問題や、生乳生産費の上昇による生産者価格の引き上げ等による父兄負担の増高の問題などを招き、今後必ずしも計画どおり実施されるかどうか一まつつの危惧を感じるのであります。なあんづく、父兄負担の状況について、国費の半額負担が実行されず、百八十CC当たり平均供給価格が、四十一年度十円八十銭、四十一年度十一円四十七銭、四十一年度十三円弱に対し、国の補助はいずれも五円に据え置かれているのであります。

そこで、日本社会党といたしましては、かかる国内産の牛乳による学校給食に対しまして、この憲法第二十六条の義務教育費無償の精神にのつとり、かつ、学校給食制度調査会が三十六年の

八月答申した中において指摘しているミルクの全額無償給与を行なうこととの趣旨を尊重し、今後において全額国費をもつて実施することとし、さらに、これに必要な牛乳を完全に確保し、あわせてわが國酪農の発展に寄与するため、特別の措置を講ずることが必要であると認め、本案を提出した次第であります。

なお、これがために、学校給食法の改正も必要と考え、別途、同法の一部改正法案を提出し、その御審議をお願いしているのであります。

以上が本案を提出した趣旨であります。おもな内容について以下御説明申し上げます。

まず第一に、国は、毎会計年度、学校給食の用に供する牛乳を買い入れ、公立または私立の義務教育諸学校の設置者に無償で給付することとしております。

第二に、農林大臣は、毎会計年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買い入れ及び給付に関する計画を定めなければならぬこととしております。

第三に、学校給食の用に供する牛乳または乳製品の買い入れ価格は、毎会計年度、当該年度の開始前に、畜産振興審議会の意見を聞いて、牛乳については、生乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める価格とし、乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法において安定指標価格が定められているものにあってはその価格、その他のものにあっては農林大臣が定める価格とすることとしております。

なお、生乳の生産者価格については、生産される生乳の相当部分が飲用に供される生乳と認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定めることとし、この場合において、生乳の生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならないものとしております。

第四に、国は、学校給食の用に供する牛乳の買い入れについては、生乳生産者団体からの買い入られを優先的に行なうこととしております。

第五に、国は、予算の範囲内において、生乳生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化をはかるため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の改良、造成または取得に要する経費について、その三分の二を補助することとしております。

第六に、附則において、この法律の施行を昭和四十三年四月一日からとし、そのほか、国が学校給食の用に供する牛乳を貰い入れる場合には、食糧管理特別会計において処理することとし、さらに、酪農振興法の一部を改正し、学校給食の用に供する牛乳の無償給付についての義務づけを新たに設けること等を規定いたしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその内容であります。

○本名委員長 次に、内閣提出、国有林野の活用
に関する法律案を議題とし、越智説明を聴取いた
します。草野農林政務次官。

国有林野の活用に関する法律案

国有林野の活用に関する法律案 国有林野の活用に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第四条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、國の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野法（昭和二十六年法律等二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野」

野の活用の適正円滑な実施の確保をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案の主要な内容につきましてが、次に、この法律案の理由であります。

御説明いたします。

第一は、農林大臣が国有林野の管理及び經營の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ積極的に行なうべき国有林野の活用につきまして、その活用の種類等を明らかにしたことであります。すなわち、その一は、農業構造改善のための国有林野の活用、その二は、農業構造改善のための国有林野の活用、その三は、林業構造改善のための国有林野の活用であり、その四是、国有林野の所在する地域の住民が共同して行なう部分林または放牧等のための共用林野の設定のための国有林野の活用、その五は、国有林野の所在する地域における公用、公用または公益事業の用のための国有林野の活用、その六は、山村振興計画に基づく事業のための国有林野の活用であります。

第二は、農林大臣は、国有林野の活用につきまして、その推進のための方針、適地の選定方法その他活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表すべきことといたします。

第三は、農林大臣は、国有林野の活用の適正な実施をはかるため、活用の事務をすみやかに行なうとともに、その活用にあたっては、用途を指定し、買い戻しの特約を付す等必要な措置を講ずべきことといたします。

第四は、農林業の構造改善のための国有林野の活用の円滑な実施をはかるため、そのよくなき國有林野の活用として、土地等の売り払いをする場合には、二十五年以内の延納の特約をすることができます。この法律案の提案理由及び主要な内容はおむね以上のとおりであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申しあげます。

○本名委員長 以上で各案の趣旨説明は終わりました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森義視君。

○森(義)委員 「委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席」

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○森(義)委員 昨日、私が、わが國林業が当面している重要な課題の一つである、需要の拡大に伴う国内供給力を確保するために必要な労働力をどう確保するのか、こういう問題についてお尋ねいたしましたが、長官の答弁は全く不満足なものでした。

そこで、林業問題全体について、たとえば生産性の拡大あるいは生産基盤の整備、いろいろと具体的な問題について触れたことがたくさんあるわけですが、審議の日程もこれあり、な

おけさほど来の理事会の決定等も考えまして、そ

ういう重要な林業をめぐる諸問題に触れておりま

すと、何日時間をいただいてもなかなか決着がつかないということを考えて、きょうはいま提

案をされております森林法の一改正の内容に主

として触れて質疑をしたいと考えます。

そこで、まず第一に、明治三十年に第一次森林

法が制定されてから、去る昭和三十七年の改正ま

での間の中で、特に昭和十四年の大改正と三十七

年の改正、このときにおける林野庁当局の森林法

に対する考え方、この点を、概略の輪郭に触れな

がら、重点をそこに置いて、長官の説明をまず最

初にお伺いいたします。

○若林政府委員 昭和十四年の森林法によります

森林政策制度の問題でございますが、この制度

は、民有林全般に対しまして營林の監督を強化す

る手段といたしまして運用されたものでございま

す。その方法といたしましては、五十町歩以上の

森林所有者につきましては単独の施業案をつくら

せる、それ以下の者につきましては、それらを機

成員といたしまする森林組合に対しまして施業案の編成の義務を課しまして、その施業の當否を知事が審査してこれを認可し、実行せしめるというふうな制度であつたのでございます。

そのねらいとするところは、森林所有者にその定める方針に基づきまして施業案を編成させて、行政庁の指導と監督のもとに共同して自由な伐採を抑制するとともに、造林を奨励して森林資源の維持培養をはからしめることにあつたのでござい

ます。この昭和十四年に発足をいたしましたいわゆる森林組合施業案、この事業は、昭和十八年に至りまして、戦争中でもあつた関係もございまして、不急事業として中止されるに至つたのでござ

います。しかし、この事業は終戦とともに再開されました。昭和二十二年度からは、五ヵ年で戦時中に編成をいたしました施業案の検討と、公有林施業案の検討の二つの事業とともに、施業案の編成地区に対しまして施業案の実施を検討いたしました。ただし申し上げましたように、この制度は、編成面積につきましては成果をあげたのでございますが、森林所有者の自發的な意思が十分に反映されて計画が作成されなかつたこと、戦中、戦後の社会経済事情の変動があつたこと等に基因いたしまして、その実行につきましては十分な成果をあげ得なかつたのでございました。

そこで、まず第一に、明治三十年に第一次森林法が制定されてから、去る昭和三十七年の改正までわられたのでございますが、現行の森林計画制度につきましては、保安林等必要最小限度のものだけに規制を行なうという措置をとつたのでございまます。その他の伐採につきましての規制は、事前の届け出制度に改められることになつたのでございました。したがいまして、森林計画制度も、従来の伐採許可制度と造林の義務づけを骨子とするといふふうな制度から、性格が大幅に変わつてしまつたのでござります。都道府県知事が、全国森林計画に即しまして、森林計画別に森林についての公

益上の要請と林業政策の方針とを地域の特性を生かして具体化したものとして、この地域森林計画といふものを定めまして、これを公表することとなつたのでござります。一般的の森林につきましての伐採の許可制度と森林計画制度への全面移行に伴いまして、従来森林区別に毎年定められておりました森林区実施計画といふものは、そのときに廃止をされたのでござります。こういうふうな改正によ

の奥地化にもかかわりませず、着実に進展をするとともに、伐採許可制度の対象となつておる立木についての伐採量というものの、伐採許容限度量といふもののかなり下回るようになります等、森林所有者の林業経営の合理化への指向がうかがえ

るような状態になつたのでござります。

このような当時の林業の動向といふものを反映いたしまして、昭和三十五年十月におきまする農林漁業基本問題調査会からの「林業の基本問題と基本対策」の答申にも見られますように、当時の森林計画制度につきましては、その性格は行政庁によって作成される上からの制度たるところにある。このような森林計画制度では、近年における林産物需要構造の変化と林業経営の実情に十分即応しないのみならず、行政運営上の効率から見ても問題があるといふ意見が出まして、森林計画制度の改善あるいは合理化といふことが要請され

るに至つたのでござります。このような状況のもとで、昭和三十七年の森林法の一改正、森林計画制度につきましては第二次改正が行なわれたのでござります。

改正内容といたしましては、伐採の許可制度につきましては、保安林等必要最小限度のものだけに規制を行なうという措置をとつたのでございまます。その他の伐採につきましての規制は、事前の届け出制度に改められることになつたのでございました。したがいまして、森林計画制度も、従来の

伐採許可制度と造林の義務づけを骨子とするといふふうな制度から、性格が大幅に変わつてしまつたのでござります。都道府県知事が、全国森林計画に即しまして、森林計画別に森林についての公

益上の要請と林業政策の方針とを地域の特性を生かして具体化したものとして、この地域森林計画といふものを定めまして、これを公表することとなつたのでござります。一般的の森林につきましての伐採の許可制度と森林計画制度への全面移行に伴いまして、従来森林区別に毎年定められておりました森林区実施計画といふものは、そのときに廃止をされたのでござります。こういうふうな改正によ

りまして、新たに地域森林計画というものに即しまして森林所有者が施業をやるわけござりますが、その過程におきまして施業の勧告の制度を設けまして、森林計画を順守しない場合には、それは正のために都道府県知事が施業の改善を促すというふうな勧告をすることといたしましたのでございまして、これらによりまして森林計画制度の目的達成の確保をはかることになつたのでございます。

以上が昭和十四年及び三十七年の森林計画制度の改正の内容でござります。

そういうことに重点を置き、いわゆる公益的な森林が持つ使命、公益的任務をそのときの経済情勢に対応しつつどう遂行していくか、こういう点に重点が置かれておる。こういうふうに林野庁も考え、われわれもそういうふうに理解しておる。ところが、それを遂行する過程の中で、結局個々の林業家がその全国的森林計画並びに地域森林計画にどうしても乗ってこない。こういう状態の中で、その計画 자체が遂行が困難になり、その計画自体が絵にかいたものになる、こういうことから、今回のいわゆる個別経営計画、施業計画なるものができた、こういうふうに理解しているわけでございます。三十七年当時の委員会におけるところの審議の中でも、個別経営計画なるものの法制化をこの答申を受けて強く主張されておったのですが、それを受けた理由、そして今回それを出してきた理由、そこらあたりの変化について、長官のほうからお答えをいただきたいと思います。

○若林政府委員 先ほども申し上げましたように、昭和三十七年の森林法の一部改正によりまして、國は森林計画の実行を確保いたしますために、森林施業に關します指導、助言の充実をはかりますほか、個別の森林所有者の計画的施業を促進する必要性ということにつきましては當時におきましても認めておったのでございまして、指導、普及の事業の一環といたしまして、個別経営計画の制度を昭和三十七年から実施をいたしてまつたのでございます。

この個別経営計画の性格でございますが、これは当然森林所有者の私経済的条件を重視するというものであるわけでございます。また、その当時といいたしましては、林業經營の諸条件というものも恵まれた環境にあつたわけでございます。こういったこと等のために、個別経営計画の制度を法律に規定をするというところまでは、當時至らなかつた、またその必要がなかつたということござります。その後、御承知のよろくな林業の動向に徴しまして、森林所有者がやはり計画的かつ合理的な施業を行なうよう誘導いたす必要性が痛感

されたのでござります。したがいまして、現行のは必ずしも十分でない。そこで、現行のたゞいま申し上げましたような制度にあわせまして、森林計画の新規化をはかりまして、森林計画の目標達成をはかることにいたしたのでござります。

さらに、もう少し具体的に、この間の、なぜ森林計画をつくるのかということについて申し上げますと、全国森林計画及び地域森林計画の計画事項との対応の問題でございますが、地域森林計画の計画事項というものを大別して申し上げますと、まず第一は、森林所有者が順守すべきものとしての特定林分におきまする施業方法等の事項が一つございます。それから第二といたしまして、順守することが望ましいものとしての事項、たとえて申し上げますと、標準伐期齢であるとか、あるいは植栽樹種等でございます。それから第三といたしましては、地域として達成をはかるものとしての、たとえば伐採立木材積であるとか、あるいは造林面積、こういったものがあるわけでございまして、ただいま申し上げましたように、大別いたしますと三つに分かれるわけでござります。この第一の順守すべき事項に関しては、従前からも指導あるいは助言、さらに必要があります場合には施業の勧告といふうこと等によりますとして、おむね所期的目的を達してまいりたのでございますが、第二及び第三の事項につきましては、近年におきまする林業を取り巻くきびしい条件に基因をいたしまして、必ずしも十分な状態とは言いがたいものがあつたのでございます。その結果、全国森林計画でいろいろ計画をいたしております計画量というものに対しましても、必ずしも実行量というものが十分に達成がはかられていない、こういうふうな情勢があつたわけでござります。

そこで、第二番に申し上げました標準伐期齢あるいは植栽樹種、こういった問題との関連になるわけでございますが、今回森林計画制度を改正正しい

たしまして、新しく森林施業計画といふものを導入いたすわけでございますが、その第一には、計画的に、かつ適期の伐採を確保するという観点からいたしまして、適正伐期の伐採による生産量の増大をはかる、こうしたことによりまして林業の総生産の増大ということがはかられていくわけでございます。

それから造林の問題でございますが、計画的な造林の推進をはかる。これは当然林業の総生産の増大を達成するためには、この伐採とのうらはらにおきまして造林の問題が出てくるわけでございまが、樹種または林相の改良というものを計画的にいたしまして、生産力の高い、かつ適正な齡級配置がはかれるような森林の造成を推進することによりまして、森林資源の保全をはかりながら、今後の森林生产力の一そその增强をはかると、いう必要があるわけでございます。こういったねらいをもちまして、またいろいろな森林施業計画の導入をいたしまして実行、確保いたすことによりまして、地域森林計画なりあるいは全国森林計画の達成も確保できるようになる、かように私どもは考えておるのでございます。

○森(義)委員 全国森林計画あるいは地域森林計画の動脈をつくりましても、そこに血液を送つていくところの個人の経営者の施業計画といふものがこれに乗つてこなければ、その動脈が動かないといふことは当然のことです。それに対しても今日までは政府の助言なり指導なり勧奨なり、そういう形での計画に乗つてくるような努力をしてこられたけれども、一向に乗つてこない。そういうことから今回こういう法案が提出されるに至つた、こういう経緯の説明が概略として私はあつたとと思うのです。

そこで、世界各国の森林計画、どこの国も、こういう長期にわたる公益的な役目をになつておる林業の問題を扱つておる国々は、どういう態度で個人に対する施業計画については考え方を持つておるのか。私どもの資料では、全部強制されてしまうのはかなりあるわけです。西ドイツなりフ

ラジスなりイタリアなり。強制されなくとも、個人の施業計画を出して、そしてそれに入つておられない者に対しても公的干渉をきびしくやつておる国がかなり多いわけなんです。ところが、三十七年の改正の当時、そういう問題が、林野庁の考え方では、当然世界的なそういう方向に順応せねばならぬ者に対しても公的干渉をきびしくやつておる年だ。ひとと日本は林野庁だけが個別經營計画なり施業計画なりというものに対しての位置づけをしてこなかつた。私はそこに何らかの問題点があつたと思うわけです。政府が、十分地域森林計画にのつとつて施業が行なわれるよう指導、監督してやつていけばいいけるという自信が、自信過剰と申しますか、それがあつたのかもしれません。が、現実にそははならなかつた、こういうことなんですね。しかし、そのことは、世界各国の林業の事情を見ても明らかなる事実なんです。それをあえてなお、三十七年改正の中で、強く委員会の審議の中でも要請されておつたにもかかわらず、また、先ほども申しましたような中央森林審議会の答申なりあるいは基本問題調査会の答申なりで強く要請されておつたにかかわらず、あえてそれを入れなかつた理由といふものについては、まだいまの長官の答弁では私は不十分だと思うわけです。

題について入らざるを得なくなつた経緯と、いわゆる林業基本法ができた今時点におけるこの問題の考え方、もつと端的に申し上げますならば、林業基本法の精神からいうならば、こういうものは上からの押しつけは無理なんです。林業基本法の精神からいうならば、個々の林業經營者がそれぞれの生産意欲を向上するような施策を強力に講じて、地域森林計画、全國森林計画にあたたかい血を送り込むような、清らかな血をどんどん送り込むような、そういう方向の指導のほうが、林業基本法の精神からいうならば出てくるはずです。ところが、林業基本法の精神とは、基本法が出てきてから逆行するような、森林法の公益的な精神をもつて、今度のこの一部改正を出そとしているわけです。その辺のいきさつについてはどうお考えですか。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕

する、これくらいのことがあって、初めていわゆる森林法の精神が具体的に生かされてくるわけですね。ところが、その当時においては、三十七年改正にはそのことに触れられずに、今度新しい林業基本法が出てきた。林業というものが産業的見地からもとまざれ、経済的合理性の追求といふ異なった――異なるたといふは語弊がありますが、新しい精神の上に立法化されておる。その後においてこの問題がさかのぼって出てきたという縦縛はおかしいんじゃないか、こういうことを私は申し上げておるわけです。だから、今度の森林法の一部改正は、どの精神、いわゆる森林法の精神にのつとて改正するのか、あるいは林業基本法の精神を加味して改正するのか、そちらの問題がはつきりしていないわけだ。その点をいまお尋ねをしておるわけですが、どうもその点については、長官のいまの答弁では不十分だと思いますので、いま一度はつきりとお答えいただきたい。

○若林政府委員 森林法によりまする全国森林計画あるいは地域森林計画、さらに森林施業計画と

は、すでにそういう生産工場が海岸に出てしまつておる、こういうアンペラが生まれてくる危険性が今日われわれの非常に強く感じておる実態であります。それに、シベリア開発に協力してソ連材をその代價として入れるのだ、こういう外務大臣の所見でござりますけれども、農林大臣はその問題についてどうお考えですか。

○倉石国務大臣 大体三分の一の外材を頭に描きましたときに、やはり先ほど申しましたような事情で、私どもは、沿海州方面の外材というものにはある程度着目しなければならないのではない。そのためには、いま申し上げましたように、港の設備もまだ不十分である。したがつて、私どもがいま林野庁で木材の需要の動向を見ておりまると、いま三百万立方メートルで、これがさらに倍加される程度のものが外材として入つてきて、これからも、これらの需要の動向にはバランスがとれるのではないか。したがつて、沿海州の外材については、これをわが国に入れるということについて、私は一向差しつかえないのではないか、このよう見ております。

○森(義)委員 需要が拡大をする、ところが、国内材がこれに伴わない、したがつて、外材を入れても木材価格全体には何ら影響を来たさないのじゃないか、そういう見地からいまだ大臣は御答弁をしておられるわけです。しかし、本会議における答弁は、あくまでも外材は補完的な立場でとう明確な答弁をしておられるわけです。そうすると、かりに沿海州の外材を入れるとするならば、わがほうの需要とそれに対する国内材の供給の計画といふものがあるて、そしてその足らないものを入れるといふことが前提にならなければ、私はそう簡単に問題の解決はできないのじゃないかと思うわけであります。現に各商社が船会社と契約をして、どんどんと外材専用船をつくつていてる。これらの問題がやはり経済的合理性を追求する立場から、どうしても回転率といふものを継続していく。そうなつてみると、これは需要の拡大に

い、そういう中で、外材が商社を中心とする生産がついていかない限り、果たす地位といらものがますます大きくなってしまう。こういう点において、通産省と農林省との間の、これから日本の木材の需要の拡大に伴う国内材と外材とのそれぞれの持ち分、それぞれの果たす役割りというものについての意思統一ができるおるのかどうか。農林省のほうは何でもかんでも年限の非常に長い、のんびりしたものの方をしておる。ところが、通産省は国際商売で生き馬の目を抜く機敏性を持っておる。そういう通産省のこれから入れてくる外材対策と、農林省のこれから国内材の生産を増強していく対策と、しかも外材を補完的に考えておる立場との調整といふものが、どういう段階でどういうよに行なわれておるのか、この点について大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○倉石國務大臣 私が申し上げております外材は補完的に用いるのだといふ趣旨は、ちつとも変わつておらないわけであります。

そこで、大体これから先行きどんなような需給の関係に立つか、その中において外材がどういう程度の役割りを占めるか、およそその見当をつけております。あとで林野庁長官から申し上げますが、いまの外材輸入につきましては、常時通産省と緊密な連携をいたしまして、そういうことについての政策上の考え方は一致いたしております。

○森(義)委員 外材の輸入の問題について、これほど外材がたくさん入ってくるという段階の中では、私は林野庁の中に経済部を置く必要があると思う。日本の需要木材の三割も外国木材に依存しなくちゃならない。そうすると、外国木材と日本木材のこれから競争もいろいろ出てくる。こういう状態の中で、いままでのよろに国土保全的な資源保護培養的な、そういう見地に立った林野庁の役人の頭では、私はこの問題の処理に当たるには適当でないと思うわけであります。したがつて、林業基本法ができて、日本の林業が産業として、また経済的な合理性を追求するという立

場で、これから林業を見ていく場合に、林野庁の中にそれを担当する経済部が置かれておらないということについては、私は、通産省との話し合いで、林野庁の中にこれからの流通機構の問題、外材の問題、日本の木材価格の問題、そういう問題を考え、それを取り扱う経済部を設置する意図はあるかないか、これは大臣からお答え願いたい。

〔森田委員長代理退席、高見委員長代理着席〕

○森石国務大臣 御承知のように、林野庁には事務系統の者と技術系統の者とがおります。いまお話しのように、林野庁のただいまの運営が必ずしも国土保全、森林の育成というふうなことはかりではございませんで、それはいろいろな状況に応じて部内においても検討しておるわけであります。が、農林省全体として、御存じのように、非常に国際的な問題が多い役所であります。したがつて、いま農林行政を時代に即応してやつてまいるためには、国際関係についてどのように対処すべきであるか、そういう方向のもとに機構の改革についていろいろ検討いたしております。同時に、そういう中には御指摘のような点も加味をいたしまして検討してまいりたいと思つております。

○森(義)委員 そこで、林業問題については大臣、そう詳しくないので、これはこまかいことをお尋ねしようと思いませんが、大臣は労働問題については非常に詳しいベテランであります。自民党の中で労働問題といったら倉石だ、こう第一に数えられる人です。そこで、林業問題に関連をして、労働問題について大臣に聞きたいわけですが、大臣は先ほど、当面何といつても日本の需要の拡大に対するために必要な生産基盤の整備、いわゆる林道の問題あるいは造林の問題、機械化の問題、いろいろおっしゃいました。しかし、それを稼働さ

するものは労働力であります。ところが、御承知のように、林業労働力といふものは年々流出をいたしております。農村の都会に対する流出よりもっとスピードは早いし、量も大量であります。このような形で林業労働力がどんどん都市へ流出をしている。そして白書にありますとおりに、平均年齢がどんどん高まり、質的には低下を来たしております。こうした状態であります。そういう状態の中で、いわゆる生産性を高めるための生産基盤の整備にも、あるいは生産そのものにも、必要な労働力の確保をどのようにお考えになっておられるか、いま日本の林業労働者の中で特に民有林の労働者は社会保障では労災保険ただ一本であります。失業保険も健康保険も適用されておりません。しかも労働災害が頻発しておる業種の筆頭にあげられておる業種であります。しかも、天候に左右され、雪が降れば山に働けない、雨が降れば働けない、一年を通じて大体百五十日から百七十日くらいしか働けない。その働けない間の副業といふものは、山村でありますから、近くに何もない。こういう状態の中で林業労働力が減少していくのは当然だと大臣もお考えだと思います。そこで、日本の林業が当面しておる生産の拡大の最大の手である労働力をどう確保していくかということについて、昨日私は長官にいろいろとお尋ねいたしました。しかし、長官のほうからは、確たる御回答を得ることが残念ながらできませんでした。そこで、大臣は労働問題のベテランでありますので、民有林の、いわゆる社会保険から全く放任をされ、危険な産業に働き、文化的にもあるいは教育的にも、いろいろな面からも、格差の一番最低辺に置かれておる林業労働者をどう確保するかということについて、大臣にこの際労働問題の権威者として御答弁を願って、そのことが着々実現されることによつて、私は日本づつくるにしても、これは労働力が必要であります。撫育から伐採すべて労働力にたよらなければならぬ産業が林業であります。それだけに、

労働力がどう確保されるかということが、将来の日本の林業が拡大する需要に国内材の供給で満たされるかどうかのかぎを握っている。そういう重要な労働問題について、大臣はかつて労働大臣をしておられたときに、この林業労働者の問題についてお考えになつたことありますか。いまこそ、農林大臣という立場に立つて、今度は、もし考えておられなかつたとするならば、新しい視野で、この問題の解決について大臣は積極的に取り組んでいただきたいと思うわけです。その点についての大いにお考へ方と取り組み方についての具体的なものがあるならば、大臣の決意のほどをお聞かせ願いたい。

○倉石国務大臣 林業だけではありませんで、全体の一般農山村の労働力が流出すること、私はしばしば申しておりますように、そのこと自体は、国

全体の経済の発展のために決して悲しむべきことではないわけあります。そこで、労働力を必

要とする面から抜けられるということについて

は、抜けられていけばはたいへんこれは問題があ

る。しかし、それを抜いて補充していくしなけれ

ば一定の生産性をあげることができない面が他方

面には存在いたしておる。そこで、私どもとして

は、抜けられていけばはたいへんこれは問題があ

る。しかしそれを抜いて補充していくしなけれ

ばならぬ、こういうわりの悪い位置に私どもは存

在しているわけであります。

そこで、これを補うためには、やはり經營を近代化する、あるいは機械力をできるだけ用いる。

森さん御存じのように、私はいまここに数字で御

説明申し上げる資料を持っておりませんが、たとえばアメリカのきこりの一人の生産量と日本の生

産量とでは、数字を見ておつて間違いではないかと思うほど、わがほうの生産力は低いわけであ

ります。なぜそういうふうになるか。やはり御存じ

の通りに行つてそういうものを見せられて、同じ

ような山地帯でありますから、ほかの国でも適用

できないはずはない。そこで、できるだけ私ど

もは、そういうことによつて生産力をあげるとい

うことは必要だと思う。こういう点については、

にひとつ持つていってやらなければならぬ。

今度御審議を願つております施設計画などで

山を持つておる国有林の管理者もそつであります

し、民間の山持ちもやはりそういうことについて

は研究すべきではないかと思う。そしてその機

械力を用いる一人の人については、もっと生産性

があがるのでありますから、待遇の改善は当然で

きるはずであります。アメリカの一人のきこりの

労働賃金と日本の賃金とは、これも目を疑うほど

の所得の格差がござります。われわれはそういう

ことについて根本的に再検討する必要はあります

が、なかなかそこまですぐにはまいりません。

そこで、私どももいたしましては、現在すぐ目

はいま御指摘のように、私の選挙区などは半分以

上山であります。この山で働いておる人々

に、山を離れてくるな、まずひとつ生産をあげ

てくれと言つては、第一には経済的な保障が必要

であります。ところが、これは一般的農業でもそ

うであります。ところが、生産性が低いために所得はどう

しても低い。しかも、その比べて所得の高い職場

がじき目の前にあるわけでありますから、どうし

てもそのほうにあがれる。私どもとしては、で

きるだけその所得の分配について多くできるよう

にしてやらなければなりませんが、それは山の經

営それ自身にもうすでに他産業に比べて低いこと

があるのです。これはやむを得ないととしても、そ

の働いている従業員に対してできるだけ魅力を持

たせるためには、いろいろな施策が必要であります

しょう。

いま保険のお話がありました。保険につきまし

ては、昨日の本会議でも厚生大臣も労働大臣もお

答えいたしましたが、わが国の保険は、あい

うふうなものの言い分は、かりに心でそう考

えておられても、あまり言われないほうが多いと

思うのです。まあ気持ちはわかりますよ。気持ち

はわかりますけれども、もっと中心になつて考え

なくちやならないのは、いわゆる格差の解消とい

うのが今日日本の政治の重点施策です。そういう観

点から問題を考えていかなければならぬのに、

片方に労働力、人間が集中するということは、ど

うふうなものの言い分は、國の重點施策に対し

ておられます。そのため山に働くおる人々の所得をど

うふうなものを見せられて、同じ

のようにしてふやすかということは、山の經營そ

れ自体の問題でありますから、私どもは、その山

の経営ができるだけ所得を増強できるような方向

いか、こう思います。

そこで、大臣は、機械力によって日本の労働者

のいわゆる不足分を補つていく、あるいは機械力

によつて生産性を高めることによつて労働者の生

活向上をはかっていく。これを米国の例と比較

していまお述べになりました。それで大臣は、

林野庁長官も申し上げましたが、やはり税その他

の所得の格差がござります。われわれはそういう

ことについて根本的に再検討する必要はあります

が、なかなかそこまですぐにはまいりません。

そこで、私どももいたしましては、現在すぐ目

はいま御指摘のように、私の選挙区などは半分以

上山であります。この山で働いておる人々

に、山を離れてくるな、まずひとつ生産をあげ

てくれと言つては、第一には経済的な保障が必要

であります。ところが、これは一般的農業でもそ

うであります。ところが、生産性が低いために所得はどう

しても低い。しかも、その比べて所得の高い職場

がじき目の前にあるわけでありますから、どうし

てもそのほうにあがれる。私どもとしては、で

きるだけその所得の分配について多くできるよう

にしてやらなければなりませんが、それは山の經

営それ自身にもうすでに他産業に比べて低いこと

があるのです。これはやむを得ないととしても、そ

の働いている従業員に対してできるだけ魅力を持

たせるためには、いろいろな施策が必要であります

しょう。

いま保険のお話がありました。保険につきまし

ては、昨日の本会議でも厚生大臣も労働大臣もお

答えいたしましたが、わが国の保険は、あい

うふうなものの言い分は、かりに心でそう考

えておられても、あまり言われないほうが多いと

思うのです。まあ気持ちはわかりますよ。気持ち

はわかりますけれども、もっと中心になつて考え

なくちやならないのは、いわゆる格差の解消とい

うのが今日日本の政治の重点施策です。そういう観

点から問題を考えていかなければならぬのに、

片方に労働力、人間が集中するということは、ど

うふうなものの言い分は、國の重點施策に対し

ておられます。そのため山に働くおる人々の所得をど

うふうなものを見せられて、同じ

のようにしてふやすかということは、山の經營そ

れ自体の問題でありますから、私どもは、その山

の経営ができるだけ所得を増強できるような方向

いか、こう思います。

そこで、大臣は、機械力によって日本の労働者

のいわゆる不足分を補つていく、あるいは機械力

によつて生産性を高めることによつて労働者の生

活向上をはかっていく。これを米国の例と比較

していまお述べになりました。それで大臣は、

林野庁長官も申し上げましたが、やはり税その他

の所得の格差がござります。われわれはそういう

ことについて根本的に再検討する必要はあります

が、なかなかそこまですぐにはまいりません。

そこで、私どももいたしましては、現在すぐ目

はいま御指摘のように、私の選挙区などは半分以

上山であります。この山で働いておる人々

に、山を離れてくるな、まずひとつ生産をあげ

てくれと言つては、第一には経済的な保障が必要

であります。ところが、これは一般的農業でもそ

うであります。ところが、生産性が低いために所得はどう

しても低い。しかも、その比べて所得の高い職場

がじき目の前にあるわけでありますから、どうし

てもそのほうにあがれる。私どもとしては、で

きるだけその所得の分配について多くできるよう

にしてやらなければなりませんが、それは山の經

営それ自身にもうすでに他産業に比べて低いこと

があるのです。これはやむを得ないととしても、そ

の働いている従業員に対してできるだけ魅力を持

たせるためには、いろいろな施策が必要であります

しょう。

いま保険のお話がありました。保険につきまし

ては、昨日の本会議でも厚生大臣も労働大臣もお

答えいたしましたが、わが国の保険は、あい

うふうなものの言い分は、かりに心でそう考

えておられても、あまり言われないほうが多いと

思うのです。まあ気持ちはわかりますよ。気持ち

はわかりますけれども、もっと中心になつて考え

なくちやならないのは、いわゆる格差の解消とい

うのが今日日本の政治の重点施策です。そういう観

点から問題を考えていかなければならぬのに、

片方に労働力、人間が集中するということは、ど

うふうなものの言い分は、國の重點施策に対し

ておられます。そのため山に働くおる人々の所得をど

うふうなものを見せられて、同じ

のようにしてふやすかということは、山の經營そ

れ自体の問題でありますから、私どもは、その山

の経営ができるだけ所得を増強できるような方向

いか、こう思います。

ましても、それが実際に生産性に役立つ立地条件でなければ効力を發揮いたしません。生産性の向上には役立たないわけです。大臣は、日本の山岳林業における機械化についてどのような構想をお持ちでありますか。それに対する計画を現に考えておられるならば、日本林業の機械化についての抱負があるならば、まずそれをお聞かせ願いたいと思ひます。

○倉石国務大臣 私は、そういう面ではまだ全くのしらうとあります。さつき機械力の話をいたしましたのは、一例を申し上げただけであります。が、急傾斜地のようなところでやつております。御存じのようにたとえばドイツでもそうであります。こういうものはやはり研究をする価値があるではないか。ことにわが国は、昭和八十年になれば、遺憾ながら今日の情勢でなければ人口は低減してまいります。何としても経済の国際競争力を維持していくためには、われわれはやはり無から有りません。こういうものはやはり研究をする価値があるではないか。これは将来必ずだれもうなずかされることだと私は思うのです。したがつて、そういう面では、いま宇宙開発が行なわれておる時代でありますから、もつともっと労働力をセーブすることについては勉強すべきではないかという例で、いまのアメリカの機械力、私は自分で見てびっくりいたしましたのでありますから、そういうことを申し上げました。しかし、ごらんのとおり、森さんもごらんになったであります。しかし、たとえば一つの木材を伐採する、あの瞬間に大木を切り倒す、あいの機械はわが国では遺憾ながら使用されておりません。そういう一例を見ただけでも、セーブされるものはかなりあるのではないか。こういうことについて國も民間の方も一生懸命で研究する必要があるのでないかといふことを一例に私は申し上げたのであります。当面の問題としては、生産を上げるためにやはり経済的な魅力を持つてもらうように、あ

らゆる角度から、保険もそうでございますし、生産環境についてもできるだけのことをして、そし地元に労働力がとどまつてもらつよう努めをめをいたしてまいりたい、こう思つておるわけであります。

○森(義)委員 林業に機械力を導入するという問題は、確かに重要な課題です。私ども決してそれを否定するものじゃないのです。ただ、トラクターでやつておる平地林業——わが国の山岳林業の中に直ちに機械化が導入され、それが労働の生産性を高めるという、そういう期待を持っておつたのではあります。こういうことを言つているわけです。確かに、機械化を進めていたくための抜本的な施策を考えていただきたいということは強く要望しておくるところであります。しかし、現実に機械化を進めなくとも、機械化を一方で進めながら、当面やろうとすればやれる問題がたくさんあるわけです。その問題がなおざりにされるおるということなんですね。私の奈良県は民有林のパイロット県です。林業労働者の災害の問題については、五年間災害を受けなかつた者を表彰するといふ形で労働者が自発的な組織をつくって警戒し、努力をしているわけです。それでおいてすらたがつて、そういう面では、いま宇宙開発が行なわれておる時代でありますから、もつともっと労働力をセーブすることについては勉強すべきではないかという例で、いまのアメリカの機械力、私は自分で見てびっくりいたしましたのでありますから、そういうことを申し上げました。しかし、ごらんのとおり、森さんもごらんになったであります。しかし、たとえば一つの木材を伐採する、あの瞬間に大木を切り倒す、あいの機械はわが国では遺憾ながら使用されておりません。そういう一例を見ただけでも、セーブされるものはかなりあるのではないか。こういうことについて國も民間の方も一生懸命で研究する必要があるのでないかといふことを一例に私は申し上げたのであります。当面の問題としては、生産を上げるためにやはり経済的な魅力を持つてもらうように、あ

題は、確かに重要な課題です。私ども決してそれを否定するものじゃないのです。ただ、トラクターでやつておる平地林業——わが国の山岳林業の中に直ちに機械化が導入され、それが労働の生産性を高めるという、そういう期待を持つておつたのではあります。こういうことを言つているわけです。確かに、機械化を進めていたくための抜本的な施策を考えていただきたいということは強く要望しておくるところであります。しかし、現実に機械化を進めなくとも、機械化を一方で進めながら、当面やろうとすればやれる問題がたくさんあるわけです。その問題がなおざりにされるおるということなんですね。私の奈良県は民有林のパイロット県です。林業労働者の災害の問題については、五年間災害を受けなかつた者を表彰するといふ形で労働者が自発的な組織をつくって警戒し、努力をしているわけです。それでおいてすらたがつて、そういう面では、いま宇宙開発が行なわれておる時代でありますから、もつともっと労働力をセーブすることについては勉強すべきではないかという例で、いまのアメリカの機械力、私は自分で見てびっくりいたしましたのでありますから、そういうことを申し上げました。しかし、ごらんのとおり、森さんもごらんになったであります。しかし、たとえば一つの木材を伐採する、あの瞬間に大木を切り倒す、あいの機械はわが国では遺憾ながら使用されておりません。そういう一例を見ただけでも、セーブされるものはかなりあるのではないか。こういうことについて國も民間の方も一生懸命で研究する必要があるのでないかといふことを一例に私は申し上げたのであります。当面の問題としては、生産を上げるためにやはり経済的な魅力を持つてもらうように、あ

らゆる角度から、保険もそうでございますし、生産環境についてもできるだけのことをして、そし地元に労働力がとどまつてもらつよう努めをめをいたしてまいりたい、こう思つておるわけであります。しかし、いよいよ施設をいつ実施するかといふくらい努力をいたしてまいりたい、こう思つておるわけであります。そこで、きょうは大臣の答弁を心から期待をしておつたわけです。ひとつ大臣から確たるお答えを願いたいと思います。

○倉石国務大臣 たいへん大事な問題でございまして、夢のような話をここでしてもそれは通らない。そういう方向で展望を持ちながら大臣が努力をされることについては、私ども決して反対するものじゃありませんが、当面やらなければなりません。やれる問題について一つもやつておらぬ努力をいたしてまいりたい、こう思つておるわけであります。そこで、きょうは大臣の答弁を心から期待をしておつたわけです。ひとつ大臣から確たるお答えを願いたいと思います。

○森(義)委員 保険の関係は、被保険者と使用者との関係が確立されば、こんな問題はないわけですが。しかし、日雇い健康保険法、日雇い失業保険法といふのがあるわけです。いわゆる使用者が日々かわっておつても保険の適用を受けられる制度があるわけです。そうでしょう。だから、山の林業労働者の場合、この日雇い健康保険法、日雇い失業保険法を適用しようとすると使用者が日々かわっておつても保険の適用を受けられる制度があるわけです。そうでしょう。だから、山の林業労働者の場合、この日雇い健康保険法、日雇い失業保険法を適用しようとすると使用者が日々かわっておつても保険の適用を受けられる制度があるわけです。また現に奈良県では三十八年からやつております。日雇い健康保険法の特例給付でやつておるわけです。これは使用者団体、いわゆる森林組合、林産組合との間に契約を結んでやつておるわけです。したがつて、具体的にわれわれがみずから努力で、何としても山を愛し、山に残つて日本の林業を守らうとする労働者はそういうふうに努力をしている。ところが、政府はそういうものをくみ上げるのでなくし

て、そのものを助長して援助するのではなくして、あれは特別だという形ではうつておる。もちろん、森林組合課長が、そういう問題について、奈良県ではこういう方法でこういう社会保障の面についての対策をやつしているといふ通達を各府県にいろいろと出しているということを聞いております。しかし、農林省全体として、特に林野庁全体として、この問題について全国的に取り組む姿勢がなければならないと思うわけです。その指令を出すのは大臣です。だから、資料を集めるとか集めないとか、そういう段階ではないのです。現にやつてゐるのです。全国でどこもやつてないのではないかのです。奈良県はやつてゐるのです。三十八年度からやつてゐるのです。もう四年やつてゐるのです。そういう例があれば、全國にこれを一斉に適用する、こういうことは、そんなに時日のかかる問題ではありません。大臣がやろるという決意さえあるならば、それを指令させられるならば、法律的には違反ではありません。できるだけです。だから、大臣のいまの検討してとかいふふうなことではなくして、そういう実績があるならば、全国がその水準にまで高まる方途を大臣の責任において講ずるという答弁を私はいただきたいわけです。いかがですか。

○倉石國務大臣 よく実情を調べまして、そ

うことは非常にけつこうなことですから、実現のできるものかどうか、関係省ともよく相談をいたしまして、できるだけそういう方向で努力いたしましたよう

に、一番零細な小さいところの人が、個人でおる

ときに恩典に浴することが非常に少ないのが今日の日本の制度ですから、そういうところに盲点があるわけです。したがつて、その人々が、いま奈良原の例をお引きになりましたが、従業員といふことで一つの組合をつくりますならば、もうすでにそこで適格性を持つてきております。ところ

が、そういう關係でなくして、個人個人で雇われておるような人々に向かつて、どういうことでその対象にし得るかということは、私もいま知識を

持つておりませんので、大事なことがありますか

ら、十分検討させて、そういう方向に努力をするよろしくいたしたいと思います。

○森(義)委員 林野庁の森林組合課長来ておりま

すが、奈良県の実態を言つてください。そうした大臣はここで答弁できるはずです。調べなくては実態があるのでから……。

わってどんなふうになつてゐる、こんなことは知らなくてもいいのです。日本の林業のない手である労働力をどう確保するか、このことを解決しただけでは、あなたは農林大臣として林業問題に大きな功績を残したことになるわけです。私は、それだけはぜひ農林大臣に期待をしたいわけです。

それから、私は山村のいわゆる労働者の問題を中心にして申し上げましたけれども、いまなぜ青年が山村に住みつかないのか、この問題は単に労働者のそういう社会保障だけの問題ではありません。御承知のように、教育の問題があります。奈良県においては単式、複式の教育、いわゆる先生一人に生徒五人、こんな学校がたくさんあるわけです。この教育問題が解決されなければ、おれたちは山で生まれたからやむを得ないけれども、自分の子供を再びこのよくな環境に置くことは困るということを青年はみな言います。したがつて、青年は山に住みつかないわけです。山で生まれたからといって、これから社会へ出てもハンディをつけずに対等に取り扱われるのであつて、それに對して特別な待遇をしてくれるわけではありません。そういう教育しか受けてこなかつたからやむを得ないといって、山村出身の青年に対しても試験の点数をかけてやるといふようなことはあります。あんな教育を受けて、子供にまたああいう教育を受けさせなければならないということについて、若い人々は一そら山村を離れる原因の一つに數えておるわけです。

そこで、私は、この解決方策として、林道をどんどん整備される、そなりますと、国費でスクールバスを充実して学校を統合してやれば、普通の平地における教育と同じ体系がとれると思われるわけです。そういう教育問題をまず考えなければ、青年が住みつく地盤といふものは山村には生まれないわけです。その点について、前国会におきまして山村振興法がつくられました。しかし、あのような微々たるもので解決される問題ではありません。國が山村に人を住まわそとする場合に、住まわせるに必要な公共的な施設といふ

ものをどうつくり上げていくか。林道さえ整備されなれば、スクールバスは幾らでも走ります。そうなりますと、学校を統合して、いまの複式、単式の教育をある程度是正することができると思うのです。そういう点について、これは文部大臣でありますから、農林大臣からどうするといふ確たる回答はいたしませんけれども、そういう方面について文部省とも話し合って、山村教育振興の問題について、大臣としてやはり要請をしていただく必要があると思うわけです。そうでなければ山村労働力の流出を防ぐこともできませんし、確保もできません。山に残つて働きとどける人はたくさんあるわけです。今日のような都会のスマッサウのなかでからだをこわすよりも、美しい空気の中で緑をながめながら、きれいな清冽な水のもとで働きたいという人がいるわけです。しかし、いまのような環境の中ではどうしても残ることができない、こういう状態です。したがつて、その教育の問題について、農林大臣はどうお考えか、ひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

いて私は非常に効果があるものだと思つております。そこで、教育の機会均等、それからしました兼業をできるだけ有利にさせるといふ意味において、林道の開発、それから町村道をりっぱに整備するということは非常に必要だと思つております。ことに農林省は生活改善については特段の力を入れていく。農山漁村における若者たちが、やはりテレビその他が普及して生活が都会化してきておりますから、そういう方々にもできるだけ普及をまいりたい。したがつて、教育についても同様な趣旨を持つてゐるわけでござります。

○森(義)委員 視点がちよつと違います。が、最近、たとえば電源開発、こういう形で山村でどんどんダムがつくられてきます。そこで、実はダムがつくられることによって山村がいろいろな変貌を遂げていくわけなんです。山村がどういう変貌を遂げていくか、これは大臣ここで詳しく説明がせぬとわかりませんが、時間が足りないからその問題は触れませんが、山村の労働者の問題についてぜひ聞きたいわけですが、ダムがつくられるによって水没する家屋の補償があります。その補償要綱は閣議で決定された基準があります。その基準は一つの基準としてあります、ダムがつくられるという話が出てまいりますと、林業家は木を切りません。造林をやりません。あるいは撫育をやりません。そなりますと、そこにある労働者は失業するわけです。ところが、それに対しても何ら補償がないわけです。補償要綱の中に木一本に対する補償ですから、一本の木の手入れ——切つてあらうとなからうと同じんで、資金を出して手入れをしたら損なわけです。ところが、ダムがつくられるという話が出てから実際に工事にかかるまで、たいてい四、五年かかるわけです。その間に林業家が林地の手入れをしない、植林をしない、伐採をしないために、その地域における林業労働者が半失業の状態に長期にわ

綱の中にはないからということで、その失業が補償の対象にならない。そうなりますと、補償の金をもう前にもう山から逃げ出していかなければなりません。そういう状態に林業労働者は置かれるわけです。こういう問題について大臣御存じですか。まず御存じかどうか、先に答弁していただきたい。

○倉石国務大臣　あまりよく知っておりません。

〔高見委員長代理退席、倉成委員長代理着席〕

○森(義)委員 農林省は方々でいわゆるかんがい用ダムの建設をやつたはずであります。ところが、そのダムは、その話が出ると同時にすぐ補償要綱が解決をして工事に入るものじゃありません。御承知のとおり、ダムの建設については、水没者との間の補償の問題について、ずいぶんいろいろな話し合いが長期にわたって行なわれるわけです。現実に大体四、五年かかるわけです。四年の間に、この水没家屋の労働者は自分たちの仕事がなくなってしまって、もう前借りをするわけです。補償でもらう金を前借りをしなければ生活ができない。そうなりますと、もうそこに住みつけなくなってしまって、こういう状態が起きてくるわけです。この問題を第一に大臣に知っておいていただきたいと思うわけです。したがって、閣議で決定になつた補償要綱の中にそういう実態といふものを考えて組み入れられていないこと自体が問題がある。これは、農林省から出された補償要綱決定に参画した人が、そういう実態を知らないためにそういう形になつておるんじゃないのか。いま奈良県では農林省のダムとしては大迫ダムが建設に入ります。これは話が出来てから五年たっております。この問題について近畿農政局と話し合つて、ようやく一人について十五万円のその間ににおける失業補償を私は交渉でとりました。事実そういう損害を受けているんだから、出さざるを得ないわけです。しかし、それは必ずいぶん長期にわたつて、全国各地の林業の山村におけるところの労働者が、ダムができるとい

ら」とことによつて水没する補償だけではなく、その以前の長期にわたる失業に耐えられなくなつて山村を抜け出していつてゐる、こういう実態であるわけでありますから、農林省がダムをつくる場合においては、ぜひそりいう問題を補償の要綱の中に加えることを考えていただきたいと思うわけですが。

そこで、いま労働力確保の問題について、社会保障の問題、それから環境整備の問題、そういう問題について、当面農林省がやろうとすればできること、そのことについて大臣に期待を込めて私は御質問を申し上げたわけですが、私の持ち時間があと五分しかございません。そこで、最後にお願いをしておきたいわけでございます。

に林業の問題について期待を持っておらない。しかし、生産基盤である、生産のない手である労働問題についての大きな期待を込めておりますので、いずれ大臣もそう長い期間大臣をしておられるのではないかと思います。こんなことを言つたら失礼でありますけれども、任期中にこの問題についての解決をされて、全国の林業の発展のために、林業労働者が山村に喜んで住みつけるよくな環境をつくる素地を創り下したという一つ功績を残していただきたいことを特にお願ひを申します。そこで、林業労働者が山村に喜んで住みつけるよくな環境をつくる素地を創り下したので、大臣に対する質問を終わります。

なお、長官に対する質問を留保して、私の質問を終わらせていただきます。

○**○倉成委員長代理** 本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたします。

午後三時五十分開議
○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
森林法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行いたします。神田大作君。

○神田(大)委員 大臣が来る前に、事務当局にまでお尋ねをいたしたいと思います。
この森林法の一部を改正するにあたって、今まで森林經營の計画、施業計画、といふものを行なってきたのでありますけれども、今度改正してはたしてしまってどのようないができるか、この点につきまして長官にお尋ねをいたします。
○若林政府委員 現行の森林計画制度について申し上げますと、林業基本法の第十条第一項にございまする基本計画及び長期の見通しといふものに即しまして、農林大臣が全国森林計画といふものをつくります。これに基づきまして都道府県知事が、全国に二百五十三の森林計画区がござりますが、この森林計画区単位に地域森林計画といふのをつくります。これに即しまして、それぞれの森林所有者というものが施業をやっておるのでございまして、この間必要に応じまして勧告あるいは指導助成、こういうふうな措置を現在とつております。
今回改正しようと考えております点は、地域森林計画に基づきまして、森林所有者が自分で所有しております全部の森林につきまして、森林經營計画と、いうものを策定をいたしまして、知事のほうで公的にこれを認定するという制度を導入したいというふうに考えておるわけござります。
この森林經營計画の内容でございますが、これは森林の施業をいたします場合に、適期に伐採をする、また樹種、林相の改良等につきまして、これまで計画的にやってまいり、こういうよくなとによりまして、森林生産の保続と生産力の増進をはかつてまいる、こういうふうな計画の内容になつておるのでござります。
○神田(大)委員 農林省は、森林計画といいますか、施業計画といいますか、そういうことを長い間やつておったわけです。各都道府県にもこれを流して、そして計画に基づく伐採あるいは植林を指導してきたのであります。しかもそれには相当膨大な予算も使っておるわけであります。しかるに、今日外国から相当の外材を輸入しなければ

やつていけないような、こういう状態におとしい
れた責任はいすこにあるか、私は重大な問題だと
思うのです。私は、このようなずさんな施業計画
を今日まで見のがしておった責任はのがれられない
と思うのであります。これに対し長官はどう
のよろに考えておられますか、お尋ねします。
○若林政府委員　ただいま先生からお話をござい
ましたように、外材の輸入量といらものは逐年増
大をいたしてまいっております。なぜこのように
外材があふてきたのかといふことなどをざいます
が、これは一つには、提出いたしました参考資料
でおわかりになると思つております。なぜこのように
森林資源の現況に一つ問題がござります。御
承知のように、戦争中に伐倒、乱伐といふことが
行なわれまして、その後、森林計画制度によりま
して、伐採制限なりあるいは造林の義務づけとい
うようなことをやつてまいつたわけでござります
が、そういうようなことに伴いまして、戦後そぞ
いつたあと地の造林といつものが急激に伸びてま
りまして、大体昭和三十一年前後に戦争中の伐
採あと地といふものは全部造林を終わつたという
ような状態にもなつたのでござります。したがい
まして、二十年生未満の山あるいは四十年生未満
といふような若い山が、日本の森林の約半分くら
いを占めているといふ資源上の実態がございま
す。それから、それ以外の伐期に到達している山
等につきましても、まだ奥地等にこういふものが
ございまして、これから林道を入れまして開発を
してまいりたいことになるわけでござります。
この森林計画でいろいろ計画をいたしております
のは、そういうものを前提にいたしまして計画数
量といふものを出しておるのでございまして、た
だ、ここ一、二年、外材が私どもが想定いたしま
したものよりも非常によけい入つてしまつており
ます。これは国内の生産が停滞をしておるとい
ふうな原因もございますが、こういった見通しに
つきましては、短期的な現在の変動であるかどうか
かといふことについて私どもは検討いたしており

まして、これが社会経済事情の基調の変化であるというふうなことであるといったりますれば、今後こういった面での計画の改定といふようなことについても検討すべきではなからうかというふうに考えておるのでござります。

○ 稲田(大委員) このように前から相当な予算を使い、相当な施策を施しながら、所期の目的を達成しておらない。今度この法律案を一部改正いたしまして、はたしてこののような施業計画が実際に役立ついくかどうかということに対しまして、われわれは大きな疑問を持つものであります。これに対して長官はどのような見通しを持っておられるか、お尋ね申し上げます。

○ 若林政府委員 森林施業計画制度というものを新しく導入をいたしましたと、短期的には、森林所有者にとりまして、伐採の時期の選択性の問題なうるいは造林の時期の選択性の問題といふものが、ある程度制約を受けるということになるわけになります。そういう面で若干不利益といふふうな問題が出てこようかと思ひますが、こういった問題に対しましては税制の面で、すなわち、所得税、法人税あるいは相続税、こういった面で優遇措置を講ずることにいたしております。また、小規模の森林所有者等に対しましては造林の補助金のかさ上げといふことも考えておりまして、これら一連の優遇措置によりましてカバーをしてまいりたいという考え方でござります。長期的に見ますと、こういうふうな森林施業計画を立てて森林所有者が施業等もやつてまいることになりますと、森林所有者が所有いたしております森林の資源の構成あるいは資源そのものが充実をしてくるということで、生産の保続なりあるいは生産力の増大ということがこれによつてはかられるのでございまして、森林所有者としても非常な利益にならうか、かように考えております。したがいまして、これが制度化されました暁におきまして、相当な森林所有者といふのが申請に応じてくる。また応するように私ども

は場所によりましては、実際の面積が土地台帳面積より少ないとところもござりますし、一般的には、台帳面積よりは実際の面積のほうが大きいといふところが多くございまして、ところによりましては五十倍、百倍といふふうな違いのあるところもございます。

○神田(大)委員 このような違いを知つておなりながら、日本では何十年という間これを放置しておるわけであります。これらのことと解せざりて、正確なる森林施業計画とか、そういう森林計画とか、あるいは施業を行なわれると思うかどうか。若林政府委員 私どものほうで森林計画を立てます場合使います面積の数字は、全部実測をいたしたものを使っておるのでございまして、土地台帳面積といふものは使っておらないのであります。

○神田(大)委員 しかし、それはいまあなたが申したところ、実際の面積と台帳の面積とはなは

だしく異なつておるような状態で、はたしてこの

森林計画といふものが行なわれると思うのです。こ

れか。これは私はふしきなことだと思うのですが、これについて政府が何らの処置も講じないといふ

ようなら不公平きわまる行政は私はないと思うのですが、これは大蔵省の関係者を呼んで話さないと

なかなかわからぬと思ひますけれども、しかしながら、林野庁といたしましても、民有林の指導監督をしておる立場に立つて、これをいつまでも放置しておるということに対するどのような考

えを持つておられるか。これは大臣にお尋ね申します。

○倉石国務大臣 これは所管が大蔵省のことであ

りますが、実際に仕事をする場合には、いま林野

庁長官がお答えいたしましたのが実際のことだと

思ひますが、神田さんも御存じのように、大体山

の売買をやつても、大っぴらにこれは実測幾ら、

台帳面積幾ら、これで今日までけつこうやってお

るのです。これをひとつ整理する必要があるとい

うことは、私もそうだと思いますが、大蔵省とよ

く相談いたしてみたいと思っております。

○神田(大)委員 これは非常に重大な国政だと私は思うのですが、歴代内閣もこれに手をつけず、

知らないふりをして見のがしておりますけれども、

正しい森林計画をする上において、そのように大きさの違いがあつたのでは、正しい森林の施業は行なわれがたいと私は思う。机上の空論になつてしまふ。帳面の上あるいは図面の上ではこうであるけれども、実際はこれだといふような、そういうはずなことを何十年となく続けておるといふことは、行政の立場に立つておる行政なり政府の重大なる責任問題になると思うのですが、大臣はこれらのことについての適切なる措置をする考え方があるかどうか、まずお尋ね申し上げます。

○倉石国務大臣 いま申し上げましたように、大臣ともよく相談してみます。

○神田(大)委員 それではこれは私の質問を保留いたしておきまして、後刻大蔵省関係も呼んで、近いうちに適当なる言質を皆さんからいただくことにいたします。

次に、いまゴルフ場がだいぶできておりますけれども、一体これらのゴルフ場は幾つあって、しかも面積はどのくらいの面積を持つておるか、お尋ねを申し上げます。

○若林政府委員 私どものほうで調査いたしました数字でございますが、ゴルフ場の数が四百八十

カ所でございます。これは観光便覽の統計数字であります。面積にいたしまして五万五千ヘクタールでござります。

○神田(大)委員 これらゴルフ場の敷地は民有地並びに国有林の払い下げなんかも入つておるだろ

うと思いますが、これらは土地が流用されておるわけではありませんが、私は何をゴルフを悪いと言つ

るべきぢやないと思ひますが、こういうよう無計画にりっぱな民有地、国有林その他の国土がむやみやたらにこのような状態になつておることに

対して、大臣はどう考えるかということをお尋ねしておるのであります。御答弁願います。

○倉石国務大臣 たいへんむずかしい問題でござりますが、ゴルフをやる人口によって、ゴルフ場

は何とも処分について申すことはできませんが、國の方向としては、いま申しましたように、生産

の上がる仕事をやつしていくたゞくほうがいい。さつきも申しましたように、大体もう限界にきている

と私は思います。それで、現に計画をしながら

ますので、これを何か法律等で規制するといふこと

も、うまくいかないで、やめているところもあります。

○神田(大)委員 次に、五ヘクタール以下の小山林地主がたくさんおりますが、これらの施業計画に基づいて国土の利用を行なわなければならぬ、あるいはまた農業方面から申しますれば、銅料の自給とか、あるいは国内の食糧をまかなわなければならぬというような重大な段階にあるとき

に、むやみやたらにあらゆる民有地をゴルフ場等に転換させていくということに対しても、大臣はこれまでしてどのような考えを持っておるか、お尋ねを申し上げます。

○倉石国務大臣 まあ、ゴルフ場のある場所もいろいろあります。ほかのものがほとんどうまく育たないようなところを使つておるところもありますし、ごく平坦な畑を使つておるところもありますが、ヨーロッパでも、大体この

ようにあります。それが、ヨーロッパなどへ行ってゴルフ場というのは、いざといふときにミサイル基地に活用のできるようなことを非常に深く検討

いたしておるところもあります。それそれ本国によつて事情が違うでしょう。飛行機が不時着できるために計画を立てている模様もあるようですが、わが国は狭いところですから、できるだけ生産の上がるところにすることがいいと思いま

す。

○神田(大)委員 はつきりした答弁が得られない

から比較して、識者は、日本にこのようにむやみやたらに無計画にゴルフ場が各地にできる、りつぱな民有地がつぶされていくといふことに対しまして、大きな関心と非難を浴びせておることを私は聞いておるのであります。ミサイル基地にするといふようなことは、これはもう夢みたいた話を

で、今日においてわれわれはそういうことを考え

るべきぢやないと思ひますが、こういうよう無計画にりっぱな民有地、国有林その他の国土がむ

やみやたらにこのような状態になつておることに

対して、大臣はどう考えるかといふことをお尋ねしておるのであります。御答弁願います。

○倉石国務大臣 たいへんむずかしい問題でござりますが、ゴルフをやる人口によつて、ゴルフ場

は何とも処分について申すことはできませんが、國の方向としては、いま申しましたように、生産

の上がる仕事をやつしていくたゞくほうがいい。さつきも申しましたように、大体もう限界にきている

と私は思います。それで、現に計画をしながら

ますので、これを何か法律等で規制するといふこと

も、うまくいかないで、やめているところもあります。

○神田(大)委員 次に、五ヘクタール以下の小山

林地主がたくさんおりますが、これらの施業計画に對してはどのような考えを持っておるか、長官

にこれはお尋ねいたします。

○若林政府委員 小規模の森林所有者が今回の新

輸入は、わが国の需要量の約三割を占めておりまして、まだ増加するようない傾向にあります。貿易の品目で見ましても、石油、鉄鋼に次いで第三番目の輸入をしておるような現状であります。そういふ点を考えまして、まず第一点、この国内の木材の自給率をどの辺に抑えようとお考えになつておるか、この点をお尋ねしたい。

○倉石国務大臣　いまお話をございました森林の状態、それからまた、これから見通しにつきましては、御存じのように、森林資源に関する基本計画、これを政府は出しておりますが、それと、重要な林産物の需要並びに供給、そういうことに関する長期の見通しをいまの計画に盛つておるわけであります。今後もやはりその方針に沿つてやつてまいるわけでござりますけれども、最近經濟伸展が著しくありまして、そのためには、やはり需要が非常に増加をいたしておる。その結果、いまお話しのように、国内産材では不足を生じまして、大体三分の一程度外材に依存いたしておるわけであります。私どもいたしましては、これについて国内材といふものを主として供給することに全力をあげなければいけないということで、いろいろ計画を立てております。

なお、四十二年度予算でも御審議を願いましたように、今までのそういう計画を進めてまいりますのに一番にネックになつているのは、やはり林道の未開発であるということで、林道をできるだけ開発いたすことによって、奥地の森林も開発できるように、同時にまた、国有林においては、御存じのように大体伐採のあとにはそれぞれの植林が行なわれておりますけれども、民有地におきましては、なかなか政府が考えておるような状態ではございませんので、今回御審議をお願いいたしておりますような改正を行ないまして、われわれは、政府の立案いたします計画に賛意を表して、そして造林等につとめていただく施業計画をやつていただく方には特段な保護措置を講じて、そうして増産計画に協力してもらようとい

たしたい。そのようにいたしまして、需給はできるだけ国内産をもつてまかないたい。その補完の意味においてはどうしてもやはり外材を入れざるを得ない、こういうのが基本的な考え方でござります。

○中野(明)委員 もちろん、外材の特徴もござりますし、外材の非常にいい面は私も認めますけれども、いま私がお尋ねしておりますのは、大臣として、将来外材と内材の比率、それをどの程度で抑えようとなさっておるか、一番妥当な線はどの辺ということを目標にして今後林政をとつていかれようとするか、その点をお聞きしたいわけです。

○倉石国務大臣 いま申し上げました計画が計画どおりうまくいきますならば、だいぶ先であります。が、昭和九十年までにはその需要を国内産をもつて九〇%はまかない得るようにないたしたい、そういう方向で、そのためどに向かつて全力をあげて計画を進めてまいりたい、こう思つております。

中野(明)委員 杉原町からいたたきました資料によりましても、外材の輸入について長期の計画を一応立てておられたようですが、それも、国内の事情の変化によって、すでに五十年に予定しておつたのが、本手でその目標を達成しているとい

うふうな状態なんでありまして、いま大臣も計画どおりにいけばという前提のもとにお話しになつたようですが、一刻も早く、ほんとうにいまではおそきに失するというような声もありますが、いずれにしても、策を施さなければ、いつまでたつてもこの問題の解決はないわけですから、よくな方向に努力していただきたい、これをお願ひしておきます。

それから、井はともと諷諭力ありましたか。今體力不足について、これは非常に日本の林業の大きな問題になつております。山林労務者を確保する、山林労務者の減少を食いとめて、そうしてわが国の山林並びに最近問題になつております灾害、これなんかも間接的に防除できるわけであり

ますから、その辺の対策につきまして、もう一度大臣のほうから、こういうふうに考へておる、こういうふうな施策をもつて労働力の減少を防ぐようとおもつておるという、その方向を示してもらいたい。
○倉石国務大臣 ただいまお話しのように、材木

として供給するばかりでなく、国土の保全といふ意味でも、森林は非常に重要な役割りを占めている。おもに、森林は、資源として、皆さんはヨーロッパにおいてになりましたときに、ドイツに行つて非常にうらやましく思われる方が多いのであります。が、やはりいろいろな意味で森林を愛さなければならぬと思つております。ことに、わが国のように周期的に台風の参ります国においては、ことさら、森林の保全ということものはそういう意味でも大切であると思いますし、かたがた、日本経済が伸びるに従つて需要が増加いたしていくものを、これだけの森林国であるのでありますから、この位置を確保することには全力をあげなければなりませんが、そこで、先ほど森さんのお話にもありましたように、森林保護法の制定を急いでいただきたいと存じます。

ななければなりませんが、もう一方においては、あ
あいりつぱな美しい天然資源を相手にして働い
ておられる山村のあと継ぎたらが、誇りを持ち、
榮えみを持って父祖代々の仕事に従事してもらう
ようにしむけていくということは、いろいろな意
味において私は國家として非常に大事だと思いま
す。したがって、こういう人々に魅力を持つてい
ただくためにはいろいろ考え方なければなりません
が、まずやはり他産業に比べてあまり劣らない所

得か受けられるようにならぬ。同時に社会保障制度も全般的に均てんされるようまた、社会にしなければなりません。さつき私は森さんの御質疑にお答えいたしまして、そういうことについてはとくとひとつ研究いたしたいと申し上げましたが、これは私どもの考えておるいわゆる福祉国

家の趣旨に沿うてもよいわけじゃないですか
ら、これも一つやうなければなりません。同時に
また、何と申しましても、最近はテレビジョンの影
響などもありまして、農村の生活もやはりだんだ
ん都会化してまつておられます。農家のあと繼ぎ

がお嬢さんをもつて生活していくのに、やはり何百年来の家屋に住むよりは、何となく近代的といふか、そういう生活が好まれるようになる。あたりまえのことであります。そこで、農林省はいわゆる生活環境改善のためにいろいろ御相談相手になつて、そういうことの貸し付けなどもいたしておりますけれども、そういういろいろな手立てを講じまして、そして山村を守つていたら、ようやくなふうにひとつ努力をいたしたい。骨が折れることではありますけれども、これは私は政府としては至上命令ではないだろうか、かように考えております。来年度の予算などにはぜひそういうことにも一段の力を入れてまいりたい、こう思つております。

○中野(明)委員 最後に、ただいまの問題に関連いたすわけであります。現在の山林所有者の九〇%を占めるのがいわゆる五ヘクタール未満の零細な山林所有者です。ところが、この零細な山林所有者に対する伐採対策、二つ、一は、東につて

所有者が文としての協議が第
二回の成にござつて
も根本的にもつともっと力を入れなければならな
いと私は思うわけですが、今回の森林法の一部改
正を見ましても、これは当然法案審議の中で論議
したいと思いますが、どう見ても大山林所有者に
非常に有利に、その人たちが守られるような法律
であるとしか私たちいまのところ理解できません
んで。それで、そういう点につきまして、五ヘク
タール未満の九〇%を占める人たちに対して今後
どういうふうな対策を持つておられるか。優遇策

○倉石國務大臣 一番大きな割合を占めておりま
あるいは保護対策を考えておられるか。結局これが山林労働者の流出を防ぐ根本的な対策になるのじやないか。このように考へるわけであります。その点、最後に大臣から所見をお伺いして終わりたいと思います。

第一類第八号 農林水產委員會議錄第三十六號

昭和四十二年七月十九日

す小規模山林所有者につきましては、非常に大事なことだと思います。そこで、いまお話の小規模なことでござります。

森林所有者に対してもどのようなことを考えているかということございますが、先ほど来長官から御説明申し上げておりますような森林施業計画、これらの認可制度の目論推進の方には、下見調査

この会議の開催目的の目的を以て、森林所有者の積極的な参加が必要でございますから、御承知のように、知事の認定をいたしますと、きに、そういうことについてよく中央政府は連絡をいたすわけであります、この小規模森林所有者の森林施業の実態に即しましてできる限りの措置を講ずるようございました、と思っております。

森林の規模に応じた認定の基準を設けることなどいたしましたほか、森林所有者の委託を受けて森林組合が計画を作成することと、それから小人數のものは数人の者が共同して計画を作成するといふ道を開く。そういうふうにいたしまして、小規模森林所有者がこの制度に参加していただけるようになつて、一番大にひとつしむける。こういうふうにして、一番多くなる小規模經營者がこの考え方方に均てんできるようにつとめてまいりたい、こう思つておるわけであります。

にわたつての論議になりますので、時間もございませんので終わります、が、いま大臣がおっしゃつてあるように、なるほどことばの上ではそういうことは言えるわけですが、この実施にあたりましては非常に問題があるようですし、同時に、どうしても大規模が税金の上においても有利なよしなな状態になつておりますので、これは法案審議の中でも長官のほうに特にその点を確かめてそれから審議を尽くしたい、このように考えておりますので、またに譲りまして、本日の大臣に対する私の質問は以上で終わりたいと思います。

○森(義)委員 それでは午前中の質問に引き続い
て、長官にお尋ねいたしますが、午前中の質問で
は明確に理解できなかつたわけですが、私はこの
森林法の一部改正の重要なポイントになると思ひ

ますので、あらためて午前中の質問に関連してお尋ねしたいわけです。

昭和三十九年に林業基本法が制定されました。御承知のとおりであります。その考え方は、個々の森林所有者の生産意欲を高めて、至上課題である

て、まず第一点お伺いします。
第二点、個々の施業計画をつくることによつて、実際にこれがらの供給の現実性というものがつかめると考えておられるのかどうか、これが第二点。
そして第三点は、基本法に、うつこらの生産

性の増強とどう結びつかのか、これが第三点。以上の三つの点について、まず午前中の質問の締めくくりとしてお尋ねしたいと思います。

○若林政府委員 御承知のように、森林施業計画は、資源政策の面及び国民経済の面、こういった二面あるからこそ、第三点の問題が生じるのです。

あります。そういうことによりまして、伐採量と供給量というものを現在つかんでおるわけでござります。今後もつかめるかどうかという点でございますが、今後におきましては、森林施業計画制度というものが運営をされてまいりますと、事前に伐採個所あるいは伐採量、こういうものがはつきりしてまいりますし、また、実行計画につきましては届け出も出てくるというふうなことによりまして、従来に比較いたしまして、より正確につかめるということにならうかと思うのでございま

で、この改正といらうものが、基本法ができた後に出てきたとということはおかしいのじゃないか。こいつ午前中の質問を私はしたわけですが、この一部改正といらうものがどこに視点を置いておるのか。林業基本法が制定された時点における日本の林業構造の中で、考へられておる諸要素に対応していくけるめどがこの一部改正の中にあるのかどうか。私は、この一部改正は、日本の木材の供給の正確なものをつかみたいというところに重点があるのであって、生産の増強にはこの一部改正の果たす役割りといらうものはほとんどないと思うわけです。今日まで、森林計画制度の中で、いわゆる地域森林計画で勧告、助言その他の指導を行なつてきただけれども、なかなか実態がつかめない、いわゆる供給力の現勢といらうものはつかめないと、ことから、こういう制度によつて供給力の現状をつかもう、こういう意図だと思うのですが、今までの森林計画制度の中でそういう実態を運用面においてつかめなかつたのは、どういうところに欠陥があつたのか。その点さえ直すならば、あえて林業基本法の精神に逆行するような形で、個々の生産意欲にある程度制限を加えるような、こういふ上からの押しつけの施業計画はつくらなくていい、私はこう思ふわけなんです。

〔委員長退席、高見委員長代理着席〕

そういう点について、計画制度の運用において実際の供給力の把握ができなかつた点は、どういうところに欠陥があつたのか、こういう点について

面からの公的な要請、こういう性格も持つておるわけであります。また、森林生産の保護及び生産力の増進ということで、森林所有者にとりまして、所有いたしております森林の質的な充実といふことがはかられてまいるわけでございまして、そいつた面での森林所有者としての究極的な利益といふこともあるわけでございます。今回の考え方は、この林業基本法の第十条の基本計画及び長期見通し、こういふものを前提にいたしまして全国森林計画ができる、地域森林計画ができる。それを受けまして森林施業計画といらうものが策定されるわけでございますが、と同時に、森林所有者が所有いたしております全部の森林につきまして長期の方針を立てまして、それに基づきまして具体的な施業計画といらうものを森林所有者が立てまして、認定の申請をやつて、認定基準に基づきまして知事のほうでこれを公的なものにする、こういふふうな考え方でございます。

したがいまして、お尋ねの第一点の、現行制度で供給力の把握ができるなかつたのはなぜかといふ点でございますが、実は過去にやつております伐採の許可制のときには、これは全筆その許可を与えたものにつきましてのあと地の調査をやつておるわけでございます。その後、許可制度がはずれまして、届け出制といふように変わつてしまつたのでござりますが、そういうふうな制度の改正に伴いまして、現在やつておりますのは、サンプリングによりまして調査をやつておるわけでござ

いきます。そういうことによりまして、伐採量と供給量というものを現在つかんでおるわけでござります。今後もつかめるかどうかという点でございますが、今後におきましては、森林施業計画制度といふものが運営をされてまいりますと、事前に伐採個所あるいは伐採量、こういうものがはつきりしてまいりますし、また、実行計画につきましては届け出を出てくるといふふうなことによりまして、従来に比較いたしまして、より正確につかめるということにならうかと思うのでございまます。

この施業計画が基本法と一体どういう関連を持つてゐるのだという第三点のお尋ねでございますが、これにつきまして、具体的に申し上げてみたいと思うのでござります。この森林施業計画の認定制度といふものがわらいといたしておりますことの一につき、樹種または林相の改良と適期の伐採等によりまして森林の生産力の増進をはかるとでござりますが、これによりまして林野の林業的利用の高度化が促進されるわけでござります。したがいまして、施業計画制度といふものが推進をされるということになりますと、林業基本法の第三条第一項にいろいろと国の施策といふものが掲げられておりますが、こういったもの、あるいは第十一条の林業生産に関する施策といふのがございますが、こういうものに即しまして国が講じてまいりまするいろいろな施策の一環をなしていくるということにならうかと思うのでございます。さらに森林施業計画に従いまして、合理的な、かつ計画的な施業を実施するということになりますと、結果いたしましては、健全な森林構成を持つた、しかも生産力の高い森林の造成といふのが達成されるわけでございまして、林業經營の近代化と健全な発展のための生産基盤が強化されることになるわけでござります。その意味におきまして、本制度を推進するということにつきましては、林業基本法の第三条の国の施策、あるいはこれを受けまして第十二条の林業經營の健全な発展、及び第十三条の協業の促進、こういった

ような規定をいたしておりますいろいろな施策といふことも寄与してまいることになるわけでござります。

○森(義)委員 林業基本法が論議されましたとき、当面する需要の拡大に対応するために生産をどう拡大していくかという論議の焦点になりましたのは、それぞれの林業家の個々の生産意欲をどう自発的に高めさせるか、そのために必要なバックグラウンドを政府はどう整備していくか、こういう論議であったわけです。いわゆる生産性の向上というのは、上から計画制を押しつけたものでなくして、林業家自身の自己の生産意欲を助長するためには必要なバックグラウンドを政府が整備していく、林道なり造林なり、いろいろな問題でより生産基盤の整備をしていく、そしてあくまでも生産増強のない手は林業家自身の生産意欲に待つ、こういう論議であつたわけです。上からのいわゆる計画的な押しつけで施業計画をつくらせたところで、そのこと自体が林業基本法でいわれる生産の増強に結びつかない、こういうふうに思うのですが、長官はいまの答弁では、林業基本法のねらいとする生産増強にも結びつく、こういうふうに言わされたわけですが、一体個々の施業計画を任意制で出すことによって、どれだけのものができるか。長官はいまお考えになつておられるか。そして階層別にどういう階層が出てくるとお考えになつておるか。

○若林政府委員 私どものほうで、この森林施業計画制度といふものが導入されました場合に、今後十カ年間で一体どれくらい達成できるかという見通しを一応立てておるのでございます。これについて申し上げたいと思います。

私有林につきまして、三十ヘクタール未満でございますが、これは四〇%、三十ヘクタールから五百ヘクタールにつきましては八〇%、それから五百ヘクタール以上につきましては同じく八〇%、以上が私有林でございます。それから公有林につきましては、都道府県有を除きました市町

村有林及び財産区有林でございますが、五十ヘクタール未満が一〇〇%、五十ヘクタール以上も一〇〇%でございます。それから都道府県有林につきましては、これももちろん一〇〇%、一応こ

ういうふうな見通しを立てておるのでございま

す。今後におきましても、運営を適正にいたしまして、達成率といふものの向上をはかつてまいりたいというふうに考えておるのでござります。

○森(義)委員 大体林野庁のいままでのいろいろな長期見通しの計画数字といふのは、全部合った

のですが、おそらくこの計画も一十年間に大体

公有林は一〇〇%ですね。私有林の場合においては、三十から五百ヘクタールのいわゆる林業の中堅的な規模の経営者、これが八〇%これに乗つてくる、こういう見通しを持っておられるようでござりますが、実際問題として、この法律が通過をいたしまして、それからの具体的な指導コンサルタントはどういうふうに配置をし、どういうふうにしてお伺いしたいと思います。

実は、この前、入り会い林野の近代化法案が通過しました。コンサルタントを配置して、いわゆる個別私権化を確立する意図を持つてあの入り会い林野の近代化法案が通つたわけです。ところが、あれからの進行状況といふものは、いまだ報告を聞いておりませんが、私の知る限りにおいては、ほとんど効率的には前進をしておりません。

○森(義)委員 それでは、バーセントであると資料として出してください。

○若林政府委員 では、後ほど資料として提出させていただきます。

○森(義)委員 そこで、この法案の第十一条の五

条の五項に「都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林

施業計画の内容が左の各号に」云々と書いてありまして、「森林施業計画の対象とする森林の規模に

応じ、森林生産の保護」云々と、ここで認定を下す、都道府県知事の裁量があるわけなんですが、

そういうふうな考え方、あえて私は当たつておらないとは言えないと思う。その点について、は

たしていま考えておられるような計画を遂行する

うちに達成できるとするならば、どのような方法

で、指導あるいは助言、勧告、いろいろな形で行

なつていかれると思いますが、それをやられる意

圖を持っておられるのか。そして年次計画をどう

いうふうに考えておられるのか。十年ということ

でございますが、年次計画をどういうふうに考

えます。

○若林政府委員 この新しい制度をどうやって細

部末端まで通していくかという問題でござりますが、都道府県の計画を担当いたしております職員

がござります。さらにまた、各地区内に、御承知の

よう、林業改良指導員といふものも都道府県の

ほうで設置をいたしております。こういうふうな

県の職員あるいは森林組合、さらに市町村、こう

いうものを対象にいたしまして指導啓蒙いたしま

して、軌道に乗せてまいりたいというふうに考

えてお伺いしたいと思います。

それから第二点のお尋ねの、年次計画はどうか

という問題でございますが、面積で出ております

ので、ちょっとお聞き苦しいかと思いますが……。

○森(義)委員 パーセントで言つてください。

○森(義)委員 それで、バーセントであると資料

として出してください。

○若林政府委員 では、後ほど資料として提出させていただきます。

○森(義)委員 そこで、この法案の第十一条の五

条の五項に「都道府県知事は、第一項の規定によ

る方法、そういう方法で私はかなりついてくる面

があると思います。ところが、先ほどからたくさん

議論が出ておりますように、メリットのない零

細五ヘクタール以下の林業家といふのは、こんな

のに乗つてこない。そすると、森林法の一部改

正といふものは、大森林家に対する税金をまけて

やるために隠れみのである、こういうふうにう

がつた見方をしている人もあるわけなんですが、

の基準はどういうものかをしておられるのか。こ

れはあらかじめこちらのほうから、この法ができる

ますと、これを遂行するについての具体的な施策

のいろいろなものが細則といふ形で出される計画

をするなら、この都道府県知事の裁量にまか

れる認定の要件を満たす諸条件をどう考えてお

られるのか、これをお聞かせいただきたいと思

います。

○若林政府委員 認定基準の考え方につきまして御説明申し上げます。

一、樹種または林相の計画的改良がはかられて

いること。二、適正な林齡で立木の伐採が計画さ

れています。三、収穫の保続がはかられている

こと。四、伐採したあと地の更新と、更新した森

林の保育が十分にはかられています。

以上でございますが、この認定基準を適用いた

します場合に、面積で三十ヘクタール未満と三十

ヘクタール以上とに分けて考えておるのでござい

ます。ただいま四点について申し上げましたの

は、三十ヘクタール以上の認定基準でございま

す。三十ヘクタール未満のものにつきましては、

先ほど申し上げました第三番目の収穫の保続がは

かられていること、この要件につきましては考

えておらないのでござります。したがいまして、一、

二、四の要件を満たしておれば、三十ヘクタール

未満のものはよろしい、こういうような考え方で

ございます。

三十三ヘクタールで線を引いた理由でございます

が、今後の森林資源の基本計画というものを前提

に考えました場合に、昭和九十年におきまして人

工林率が約六〇%ということになるわけでござります。したがいまして、三十三ヘクタールの中で約

二十九ヘクタールぐらいは人工林になるであろうと

いう一応想定をいたしまして、この二十九ヘクタ

ルが連年伐採ができるという、一つの保続ができ

るという考え方にしておるわけでござります。

ということになりますと、毎年〇・五ヘクタ

ル伐採するということになるわけでござります。

が、機械化の生産方式の最小の作業単位が〇・五ヘクタールというふうに私ども考えておりますので、そういう意味合いからいたしまして、三十ヘクタールというところで一応線を引いて、収穫の保続がはかられるかはかられないかということをそこで区別をいたしております。

○森(義)委員 ちょっとその説明ではなかなかわからぬのですが、要するに、規模と言われるのということになりますと、かなり事務量が増大すると思うのですが、どのくらいの事務量が増大し、その事務量の増大に伴う事務費の問題については、どういうふうに考えられておるですか。

○若林政府委員 事務量の増減の関係でございますが、森林施設計画を立てる者に対する指導、援助、あるいは森林施設計画の審査及びこれの実行の確認等の業務といふものが新しくふえるわけでございます。しかしながら、指導、援助及び実行の確認につきましては、従前から森林計画樹立事業及び林業普及指導事務等といたしまして、類似業務を行なつておりますので、これらの業務が直ちにそのまま業務量の増大といふにはならないわけでございます。また從来から実施しておりますが、公有林の經營計画の整備事業といふものが、今後は廃止をされるわけでございます。したがいまして、森林施設計画の制度にこれが吸収されるということ、さらにまた、森林調査業務といふものが、空中写真の利用等によりまして効率的に実施されつあること等の、業務量の減少要因といふものもござります。この結果、この制度の実施によりまして、全体としての若干の業務量の増大が見込まれますが、これに対しましては、今後におきましても業務の合理化等を検討いたしまして、都道府県の負担にならないよう配慮をしてまいりたいというふうに考えておるのをございます。

○森(義)委員 若干の事務量の増大でこれができます。しかし、そこでは、やはり事務量が増大したことになりますと、かなり事務量が満たすべき条件が違ら、こういうこととのよろな説明であります。そこで、県はそういうものを認可するということになりますと、かなり事務量が増大すると思うのですが、どのくらいの事務量が増大し、その事務量の増大に伴う事務費の問題については、どういうふうに考えられておるですか。

○若林政府委員 地主の所有面積を押えていない。それだけ大きな規模の民有林所有者がいるわけです。しかもそれが二県にもまたがる。その場合には国でやると言つておりますけれども、それぞれの府県にあるところの民有林の所有面積といふものは県がやるわけなんです。そういう場合に、事務量の若干の増加でやれるというふうな考え方だつたら、私はたいへんなことになると思います。もちろん、指導だとか援助だとかいう問題は、いままでの計画制度の中で、地域森林計画のあれでやつておるということでござりますけれども、新たに法律ができてこれが認可制度になりますと、この法律の各条文に適合したところの審査を完全にやるうとすれば、たいへんな事務量の増加になると思ひのですが、その点について何か具体案を持つておられないよろないまの答弁であったわけですが、具体的案はありますか。どのくらいの事務量の増大になって、どのくらいの補助をやらなければいけぬだらかということがあれば、再度お答え願いたい。

○若林政府委員 先生も御承知のように、都道府県が地域森林計画というものを策定いたします場合には、当然こういう調査資料といふものを持った上で、施設計画を編成してまいりますが、これは先ほどから質問に出でおりました。家は全所有山林であるかどうかということを調べるだけでもたいへんですよ。現状は大山林地主によるほど隠しをたくさん持つておるわけです。それがはたして全所有山林の施設計画であるか、施設案であるかというふうに考へるだけでもたいへんなことになる。あなたはいま航空写真の発達等によつてと申しますが、現在税務署でさら大山林地主の所有面積を押えていない。それだけ大きな規模の民有林所有者がいるわけです。しかもそれが二県にもまたがる。その場合には国でやると言つておりますけれども、それぞれの府県にあるところの民有林の所有面積といふものは県がやるわけなんです。そういう場合に、事務量の若干の増加でやれるというふうな考え方だつたら、私はたいへんなことになると思います。もちろん、指導だとか援助だとかいう問題は、いままでの計画制度の中で、地域森林計画のあれでやつておるということでござりますけれども、新たに法律ができてこれが認可制度になりますと、この法律の各条文に適合したところの審査を完全にやるうとすれば、たいへんな事務量の増加になると思ひのですが、その点について何か具体案を持つておられないよろないまの答弁であったわけですが、具体的案はありますか。どのくらいの事務量の増大になって、どのくらいの補助をやらなければいけぬだらかということがあれば、再度お答え願いたい。

○若林政府委員 お話をよろしくおきましては、一般的の変更と同じような手続をとるといふことになるわけでございます。

○森(義)委員 一般的の変更と同じような形といふことになれば、要するに、施設計画を遂行したときに受ける恩恵をばされてしまらわけですね。

○若林政府委員 お話をよろしくおきましては、認定された施設計画どおりに施設をやらなければいけないことで認定を取り消すということにはならないのでございまして、必要に応じて施設計画の変更をやるといふことがあります。

○森(義)委員 ます。今回の森林施設計画といふものを策定いたしました場合には、当然こういう調査資料といふものを持った上で、施設計画を編成してまいりますが、これは先ほどから質問に出でおりました。が、実際問題として、五ヘクタール以下の零細規模の森林所有者、これは平時においても林業経営をしてない人ですね。いわゆる財産保全的に持つておる。こういう方が共同して施設案を出すという場合には、具体的にはどのような方法で共同施設案をつくるのですか。たとえば散髪屋さんがあるところに三ヘクタール持つておる。その近くに違った町の銀行家が持つておる。自分の生活をささえある主たる収入源がほかにある。そういう方が財産保全的に山を持っておるわけですね。そういう方々が共同して施設案を出すといふようなことは不可能に近いと思うのですが、そういう場合にははどういうふうな指導をやられるのですか。

○若林政府委員 共同で施設計画をつくるということになりますと、お互いの森林所有者同士といふものが、それぞれ施設計画の作成なりあるいは認定されたものの実行といふ面につきまして責任を持つわけでございます。したがいまして、ただ単にそこに山があるからといふことで、一緒にくつづけて共同の施設案をつくらせるといふふうな指導はいたさないつもりであります。

○森(義)委員 したがつて、いわゆる零細規模の森林所有者は共同して施設案を出すといふのは、ごく限られた特定の条件が整つたところだけだ、こういう意味ですね。そうでなければ、零細規模の森林所有者には所有地が一定してないといふところが多いわけです。一定してないといふよりも、その地域に固まつてない場合が多いわけです。したがつて、零細規模の施設案は共同で出すといふのだけれども、事実問題として、そういう場合はごく限られた地域においてしかできないと思うのですが、その点はどうですか。

○若林政府委員 私どもいたしましては、なるべく協業化を促進いたしたいという考え方を持っていますので、共同で施設計画をつくるてもらうように指導してまいります。どうぞよろしくお願いします。

うしても共同でできないというふうな場合におきましては、単独で施業計画を編成するということ

もあり得るわけでありまして、両々相まちまして零細規模の施業計画といふものも促進をしてまい

りたいといふふうに考えております。
○森(義)委員 そういうことが実際問題として私

は不可能に近いことだと思うので、おそらく十年たっても、先ほどの報告では四〇%しか出てこない

い、六〇%漏れていくというのは、そういうもののを差しておられるのだろう、こういうふうに理解をいたしております。

それから、零細規模の森林所有者に対する恩恵
というのですか、メリットといふのですか、そろ
ういうものが非常に乏しい。こういうことについて
先ほど長官から答弁がございました。私は、この
際、零細規模の人たちの共同施業案に対しても伐調
資金を活用してはどうか、こういうふうに思うわ
けですけれども、おそらく林野庁当局でも、この
法律の改正で特別の恩恵を受けるのは、一定規模
以上の林業家が恩恵を受ける度合いが非常に高
い、こういうようにお考えになつておるのは当然
だと思ひます。しかしながら、零細林業家にもこ
の法案の施行に伴うメリットといふものを何らか
考へなければならぬといふにお考えになつて
おると思います。そういう場合に、当然伐調資金
を使つたらどうかといふ意見も出たように聞いて
おりますが、この伐調資金が使えないという結論
が出ておりますが、どういう点で使えないのか、
その点について説明していただきたい。

そこで、ただいまお尋ねの伐採調整資金の問題でございますが、御承知のように、伐採調整資金は、昭和二十六年の普通林の伐採許可制度の実施に伴いまして発足をいたしまして、昭和三十七年に普通林の伐採許可制度が廃止されましたために、現在では貸し付け対象として残っておりますのは保安林に限られておりますのでござります。このように、伐採調整資金の貸し付けは、公益的な要請に基づきまして国により一方的に伐採を制限された森林の立木維持の実をあげますとともに、このような個人財産に対する一方的な制限を代償する措置といいたしまして講ぜられてきたものでござります。一方、この森林施業計画制度につきましては、森林資源の保続培養と森林生産力の増進のための諸施策の効果的な実施をはかるために、経営主体ごとの自主的な森林施業計画につきまして認定の措置を講じようとするとものでござります。森林施業計画に従いまして施業する森林所有者は、そうでない者と比較いたしまして、伐採の任意性というものは確かに制約を受けるのでございますが、その制約は保安林制度におけるのでござりますが、現行の伐採調整資金の融資の実績は、資金ワークといたしまして大体毎年二億準備をいたしておりますのであります。現実には四千万前後といふ貸し付けの実績になつております。したがいまして、そういう実績の面から見ましても、この森林施業計画の認定を受けました中・小規模の森林所有者につきまして、この種の資金に対する必要性といふものは、さほど大きくなはないのではないかどうかといふにまあ考えておるのではなかろうかといふにまあ考えておるのでござります。また、かりにそのような資金需要が出てまいりました場合におきましても、その多くは現在ございまする林業経営維持資金の貸し付

かといふに考へておるのでござります。
以上申し上げましたような現行の伐採調整資金の沿革、森林施業計画制度の趣旨等にかんがみまして、当面森林施業計画の認定を受けた中小規模の森林所有者に伐採調整資金を貸し付けることは考へておらないのでございますが、今後の取り扱いにつきましては、この新しい制度の実施状況等を考慮いたしまして検討してまいりたいといふに考へております。

○森(義)委員 何とかして貸さぬでおこうと思つて理由をつけようとすれば、いま長官のおっしゃつたような理由にならうと思います。確かに保安林と同じように取り扱うことはできないと思うのです。しかし、少なくとも國から法律で規制された施業案を出して、個人の經濟的合理性が制限されるのに対しても、それに対する見合いのものはないというものは私はおかしいと思うのです。この伐調資金ができたのは、先ほど説明がありましたように、伐採許可制度ですね。そのときには、たしか昭和三十五、六年ころは十八億くらいあつたわけです。十八億か十九億があつた。これが許可制度がなくなつて、今度保安林を対象とするようになりましてから二億くらゐに減つたわけです。それは三十七年からです。確かに、それは使われている金というのは、その中で、保安林のほうは三千万から四千万くらいしか使われておりません。しかし、私は、この伐調資金というのは、そういうふうな個人の經濟的合理性を制限する代償として出されているという精神、その精神からくるならば、國の計画に施業計画をつくつて乗り出していくところのいわゆる經濟合理性に基づいて施業案を出すんじゃなくして、國の森林計画制度に基づいたところの施業案を出すわけなんです。されば、個人の施業案といふものは、個人の經濟的合理性を追求するために出すんだ、結果としてそろ

いうもののが出てくるでしよう。しかし、この施業案をつくる場合においては、最初からそういう趣旨でつくられるものじゃないのです。國がこれから助言、指導、監督をしていく場合には、全国森林計画、地域森林計画、そしてその計画に従わせるところの個人の林業家に計画を出させていくわけです。したがって、自分の切りたいときに切れないと。少なくとも施業案にのつとった場合においてはそれに従つていかなければならぬ、こういう半強制的な、やはり経済合理性を制限する結果を招来するわけなんです。さすれば、私は、伐採許可制度のときにおいて生じたこの伐調資金といふものをこの法案の成立と同時に活用することを考えて当然だと思うのです。先ほど申しましたように、この森林法の一部改正では大林業家の税制がどの程度になるのか。私も資料をいただきました。ずいぶんと安くなるわけです。大きな林業家はこの施業案を完全に遂行した場合においては、ものすごく税金が安くなるわけです。ところが、零細林業家においては、相続税だとか所得税で减免措置があるが、相続税や所得税のたいしてかからない小さな林業家には、そんなもののメリットといふものはもう知れているわけです。恩典といふのは知っているわけです。だから、しかも日本林業の九〇%を占める五ヘクタール以下の林業家をもこの全体的な計画にのせようとするならば、そこに何らかの政府として施策があつてしかるべきなんですね。何もこれは金をやれといつているんじゃないのです。貸すわけなんですね。だから、伐調資金はあとで考えるということではなくして、当然、林野庁の内部におけるこの法案の論議の中です。ところが、先ほどの答弁を見ますと、かなり論議されたようです。論議されたけれども、どうして出さないでおくかということで論議されているような形にしか私はくみ取れないわけです。これは当然私は出していただきたいと思うのです。

また法律的にも出せると思うのです。この金融公庫の伐採調整資金の目的と意義というのを読んでみると——ちょっと長くなりますが、精神は、今度の施業計画を出した者に対するものであります。この点について検討されたかどうか。いわゆる伐採調整資金の融資制度の目的と意義といふものを検討して、今度のこの個別施業計画案を完全に実施した人々に貸し付けた場合において、その精神に反するかどうかいろいろことを林野庁のほうで検討されたかどうか、まずそれをお聞きしたい。

○若林政府委員 検討は、林野庁内部はもちろんでございますが、関係方面等ともこの点につきましては十分協議をいたしましたのでござります。その結果、現行の伐採調整資金ということでは無理であるということになつたのでござります。

○森(義)委員 現行の伐採調整資金で無理だということならば、それに類似する方法で、その個人の任意時に伐採できない、いわゆる経済合理性を制限することに対する裏づけを何らかの方法で考える意図があるかどうか。たとえば、施業計画を出して施業をやつたけれども、子供が嫁にいく、いま金が必要、切らなくちゃならない、この場合を借りなければならぬ、その場合に高利の金を借りなければいかぬ、こういうことが出てくるわけですよ。現実に共同で出した場合に、その一人の個人が変更することで全体の計画が狂つてしまふ、そうすると、たいへん迷惑を感じます。借りなければいかぬでしょ。借りなければいかぬでしょ。共同施業案を出したために、自分の財産を持ちながら必要なときに必要な金が得られない、こういうことが起きてくるわけなんです。そういう場合に伐採資金が使えない、借りられないとするならば、ほかに何らかの方法で金を貸せるようなことを検討したかどうか。

○若林政府委員 先ほど申し上げましたように、現在の伐採調整資金の実績等も考慮いたしましたし、いま先生からお話をございましたような場合の救済策といったしまして検討いたしました結果、現在ございまする林業經營維持資金といふものをこれに充てたらどうかということで現在考えておるわけでございます。

○森(義)委員 それではこの法律にちょっと賛成しかねますね。私のほうで調べましたこの法案による租税特別措置法の税制上の恩典ですね。この恩典によりますと、現行の税制で、五百万所得の人に対して三十六万五千二百六十五円。ところが、今度のこの租税特別措置法のあれを受けますと、十一万六千二百六十五円安くなる。私たち国会議員は年間五百万の所得で毎月七万九千円、年間百万円くらい取られているわけです。ところが、林業税制というのは非常に優遇を受けているわけです。この三十六万五千円が二十四万九千円、年十二万安くなるわけですから、これが一千万くらいのものになつてしまりますとずいぶん差が出でるわけなんです。そういう大森林家は租税特別措置で非常に優遇を受けているわけです。今度の施業計画を完全に実施した場合は、ところが、いま言つた零細規模の林業家が国の計画にのつて、協力しようとして共同して施業案を出した場合、途中で金の必要が臨時に起きた場合、自分の持つてある財産の山を切ることはできない。むすこの嫁を借りなあればいかぬ、こういうことが出てくるわけですね。現実に共同で出した場合に、その一人の個人が変更することで全体の計画が狂つてしまふ、そういうことになるわけですか。それは、この森林法の一部改正は、大森林家の税金をまるめるためにつくった法律としか言えないわけです。大森林家は、こういうものをやらなかつたところで、今日やはり合理的な自己の森林經營をやつしているわけなんです。

○森(義)委員 これを出すからといって、そろ大きな作業量が要るでも事務量が要るでもないのです。ただそ

のことがこの法律に適合しておるというだけでそれだけの恩恵を受けるわけです。ところが、小規模の林業家というのは、一代、二代、三代くらいで山を賣買するだけなんです。その人がたまたまそういう伐期が来ておるときにそういう場面に遭遇して金が要るというときに、その金がこの計画にのつたために借りられない。こういうことに対して何の恩典も考えてないということでは、まさしくねえますね。私がのほうで調べましたこの法案による租税特別措置法の税制上の恩典ですね。この恩典によりますと、現行の税制で、五百万所得の人に対して三十六万五千二百六十五円。ところが、今度のこの租税特別措置法のあれを受けますと、十一万六千二百六十五円安くなる。私たち国会議員は年間五百万の所得で毎月七万九千円、年間一百万円くらい取られているわけです。ところが、林業税制というのは非常に優遇を受けているわけです。この三十六万五千円が二十四万九千円、年十二万安くなるわけですから、これが一千万くらいのものになつてしまりますとずいぶん差が出でるわけなんです。そういう大森林家は租税特別措置で非常に優遇を受けているわけです。今度の施業計画を完全に実施した場合は、ところが、いま言つた零細規模の林業家が国の計画にのつて、協力しようとして共同して施業案を出した場合、途中で金の必要が臨時に起きた場合、自分の持つてある財産の山を切ることはできない。むすこの嫁を借りなあればいかぬ、こういうことが出てくるわけですね。現実に共同で出した場合に、その一人の個人が変更することで全体の計画が狂つてしまふ、そういうことになるわけですか。それは、この森林法の一部改正は、大森林家の税金をまるめるためにつくった法律としか言えないわけです。大森林家は、こういうものをやらなかつたところで、今日やはり合理的な自己の森林經營をやつしているわけなんです。

○森(義)委員 農林省部内だけですか。先ほどは内だけの話し合いで貸せない。私はどうもそれが合点がいかないわけなんです。少なくともこういう法律を出して、そしていろいろな恩恵的な措置を裏づけにしていく場合においては、常に零細林業家のことを最優先的に念頭に置きながら問題の処理を考えてもらわないといけない。ところが、この中に出でてくる具体的な事例というのは、毎年三百万、四百万の所得をずっと続けておる大林業家はこの租税特別措置ですいぶんと恩恵をこうむりますが、たいてい恩典もない。こういったところに出て一回しか切れない零細林業家について何の恩典もない。何の恩典もないと言えばあるは語弊がありますが、たいてい恩典もない。こういったところでは困ると思うわけです。したがつて、これははどうしてもここで長官が答弁ができないければ、附帯決議として私たちは早急にこの伐調資金が活用されるような方向に努力をしたいと思いますけれども、長官、その点、府内での、どうしてこれを使うことができないという法的根拠をもう一回はつきり言ってください。法的にどうしても伐調資金を活用することができない、私はどうしても納得いかぬわけです。それだったら、調整資金の目的と意義について、これを一べん読みますよ。これを読んだら使えますよ。もう一回、どういう理由で伐調資金を使えないか、言ってください。

最初のあれば、いわゆる伐採許可制度に対してで、きたわけでしょう。少なくともそれは完全実施して、ようとすれば、一応伐採の許可制度に準するものになるわけです。だから、私は、現在の保安林に完遂することに対する性格とは違うことはわかります。しかし、この伐調資金が生まれてきた精神も、そういうものは、いまの施業案を完全に遂行した人たちに対し貸し付けられるところの性格を持つておるわけです。だから、もし百歩譲りまして、伐調資金という形では貸すことはできないけれども、そういう施業計画の途中で臨時出費がある場合においては、低利の資金を限定して貸し付ける制度を別に設けるというならば、それでもよろしいのですよ。あなたは伐調資金、伐調資金と言つて、伐調資金は使えないとおっしゃるけれども、伐調資金と違つた——名前はどんな名前でもいいです。要するに、施業計画を出して、国に協力し、ようとした零細林業家が臨時に金が必要の場合に、別な融資制度を考えることとなれば、それのかわりとして、何も伐調資金という名前がついてなければいけぬといふのじゃないのですよ。要するに、金利が五分ぐらいで、二十五年から三十年、金額は違いますが、大体長期にわたる金が借りられる、そういうものを貸すことができるところに、金利等は伐調と同じように五分でございます。償還期限は二十年でござります。

○森(義)委員 伐調資金の問題についてはまたあとで論議をしますけれども、一応それにかわるべき資金を零細林業家に対して貸し付けることを考えておるということをございましたので、その点についてはこれで終わります。

いろいろ質問したいことがあります、時間の関係がござりますので、審議に協力するという意味で、きょうはこれで終わります。

○中野(明)委員 先ほど大臣に質問したときに、細部にわたっては質問を残しておりますので、時間も非常におそくなつて皆さんに御迷惑のような気がするのですが、結論だけは出しておきたいと思いますので、一、三質問いたします。

〔高見委員長代理退席、仮谷委員長代理着席〕

いまも森委員からいろいろと質疑が行なわれました。私のお尋ねしたいところも同様のところなんですが、政府の施策に協力した零細な山林所有者が途中でいろいろなことでお金が必要が要るようになったときに、いま長官の答弁では、それについて考えておるとおっしゃっておりますが、伐調資金にかんたんにちやんとそれを借り入れする。手続きその他非常に複雑なものがあればこれは何にもならないわけですが、その点、私たちは、伐調資金にかかるものとして安心して責任を持ってそのお金は貸せるのだ、借りられるのだ、そういうことをもう一度確認しておきたいのですが、それさえ一点点はつきりしてもらえば次の質問に移りたいと思います。

○若林政府委員 私どものほうでいま考えておりますのは、林業經營維持資金の適用でござりますが、手続きその他につきましては伐採調整資金と変わつております。

○中野(明)委員 次に、先ほども大臣にちょっと申し上げましたが、もう一度確認のためにお尋ねしておきますが、現在山林所得者の中で税金を納めておる人は、何戸のうち何戸あるのかということをお尋ねしたいのです。

○若林政府委員 一九六五年の中間農業センサスによりますと、昭和四十年におきます保有山林がある農林家数は、○・一へクタール以上五千ヘクタール未満の階層が約二十三万六千戸、五十ヘクタール以上の階層が六千五百二十戸でございます。総数で二百三十四万三千戸でございます。この年の山林所得に対します所得税の納税者の数ということでござりますが、約一万八千八百人でございまして、農

林家一戸当たりの納税者を一人と推定いたしますと、農林家総数のうちで占める納税者数の割合は〇・八%というふうに相なつております。

○中野(明)委員 そうしますと、租税特別措置の恩恵を受ける人は、結局全体のわずかに〇・八%ということになるわけなんですが、私がお尋ねしたいのは、五ヘクタール未満の人たちがこの森林法が一部改正されることによって受ける恩恵、魅力度ということですか、それはどこにあると長官自身お考えになつてあるか。結局、今回の一部改正によつて五ヘクタール未満の山林所得者でもこれこの恩恵があるのだということをはつきり教えてもらいたいのです。

○若林政府委員 零細森林所有者が今回の制度改正に伴つて受ける恩典でございますが、まず税の面におきましては所得税、相続税、さらに、これは零細所有者だけございますが、造林の補助金の二十点加算、こういうふうな措置を考えておるわけであります。

○中野(明)委員 零細な人たちは、税に関しての恩典というのはほとんど感じない人が多いと私は思うわけなんです。ですから、税以外のことでは、これが一部改正されることによってその人たちが恩典を受けることは、先ほど大臣にも私聞いておりましたように、結局今後のわが国の林业を盛んにならす始まりになるのじゃないか。そういう点で少しもの足りないと、いうよりは、大山林所有者に非常に有利であつて、零細な山林所有者は不利じやないか、この点を強く私感じておるわけなのです。その点もう一度、税以外で、ほんとうにこのように利点があるから、だから政府の施策に協力をして、そうしてがんばってほしい、こういうふうなことがほしいのですが……。

○若林政府委員 税以外につきましての直接の恩典につきましては、先ほども申し上げました造林の補助金の問題でございます。それ以外に、こういった零細な森林所有者が施業計画をつくります場合に、単独でつくりますと、生産力その他の問題からいきましてやはり問題があるわけでござい

ますので、私どもいたしましては、共同で、一つの協業經營というふうな形態で施業計画をつくりつてもらおうというふうな指導をいたすつもりでござります。

○中野(明)委員 その程度の恩典でしたら、三十七年のときに改正があったたようですが、現在その方針どおり指導したり、あるいは勧告、助言をして、現状の制度でそのままやつしてけるんじないか、わざわざ一部改正する必要はないんじゃないのか、そういうふうな考え方を私は持つわけです。大半の人たちが喜んで、自分の利益になる、同時に国策にも協力できる、そういうふうな制度、そういうふうな法の改正こそ望ましいのじやないか、このように私ども常日ごろ思つておるわけなのです。ですが、そういう点について、ととさらに改正される根本的な理由、これにちょっと私薄弱なような気がするわけですから、重ねてお尋ねしているわけですが、現状のままではやることができないか、そういう点、長官としてどうお考えになつておりますか。

○若林政府委員 現状におきましては、この森林の施業をいたします場合に、必ずしも漸期——森林計画のほうでは標準伐期齢といふのをきめております。これは地域別に、樹種別にきめておきますが、必ずしもそれに基づきます伐採が行なわれていない。また、造林等を行ないます場合、あるいは樹種、林相の改良をやりますような場合に、必ずしも計画的にこれもまた行なわれていなさいといふ実態があるわけでござります。したがいまして、私どもいたしましては、こういった零細所有者におきましても、適期に、しかも計画的に伐採をしてやらう。あるいは樹種、林相の改良等につきましては、これまで計画的に進めてもららう、こうしたことによりまして、零細な森林でありますても、その森林資源の内容といふものは、ましても非常にメリットがあるということにならうかと思うのでござります。

○中野(明)委員 関連して、もう一度伐調資金の問題について確認をしておきたいのですが、三十七年の改正で、伐調資金が、農林漁業金融公庫法ですか、十八条に規定されておることから、保安林だけになつてワクがはずされたのですが、今回また考え方をもとに戻されたわけですから、この点、伐調資金のはづも復帰させる、こういう議論も省内で出でておると思いますが、将来そのよろな考え方を持たれているかどうか、そうでないと片手落ちになるのではないか。三十七年のときには、わざわざ国会内でもそういう議論があつたにかかわらず、このままで改正して、指導または勧告でいいんだ、そのためにはばされたわけなのですが、それをこのたびまたもとに戻すわけですから、伐調資金のはづもちゃんとどおりになるようになって考えられるべきが親切じゃないか、そう思はわけなんです。将来、その点復帰させるお考えがおありかどうか、お尋ねします。

か、あるいはまた認定を受けた人たちが施業計画を遂行していく上において、いろいろの点でどのような対策を持つてこれらの施業計画を遂行するよう守らうとなさっているか、それをお尋ねしたい。

○若林政府委員 この全国森林計画の変更及びこれに伴いまする地域森林計画の変更を行ないました場合、これが直ちに地域森林計画の内容あるいは個々の森林施業計画との内容不統一を招くかどうかということにつきましては、いろいろ問題がございまして、むしろこの森林施業計画に及ぼす影響というものは、内容的には少ないのでないかといふに判断いたしております。したがいまして、そういうことにつきましては、いろいろ問題があまり出てこないだろと考えておりますが、労働力の需給事情なり、あるいは林道開設の状況等に起因いたしまして、施業計画というものが順守をしていくことが不可能だというふうな事態が起きました場合等におきましては、私どもいたしましては、この認定を直ちに取り消しをするのだということではなくて、変更を行なうよう指導いたしますことにいたしておるのでござります。変更の手続や内容等についても極力簡易なものといたしまして、森林所有者の意欲というものをそこなわないよう配慮をしてまいりたいというように考えております。

願いしておきますが、その点、一言だけ長官のはうから今後の決意をお願いしたいと思います。

○若林政府委員 十分努力してまいりたいと考えております。

○板谷委員長代理 次会は、明二十九日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会